

(仮称) 新総合福祉会館建設基本構想
報告書

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会

拠点施設整備検討部会

(仮称) 新総合福祉会館建設基本構想報告書

目次

I	基本構想策定の背景と目的	1
1	これまでの検討経過	1
2	基本構想の目的	1
II	新総合福祉会館建設の必要性	3
1	黒部市福祉センターの現況	3
2	黒部市福祉センターの問題点	6
3	新総合福祉会館の必要性	6
III	新総合福祉会館の位置づけと役割	8
1	新総合福祉会館の位置づけ	8
2	新総合福祉会館の役割と必要性	8
IV	新総合福祉会館の敷地条件の整理	10
1	建設候補地と敷地面積	10
V	新総合福祉会館建設の基本理念と基本方針	11
1	新総合福祉会館建設の基本理念	11
2	新総合福祉会館建設の基本方針	11
VI	新総合福祉会館の機能・規模	12
1	新総合福祉会館に求められる機能	12
2	拠点整備に関する重点事項（新総合福祉会館の強み）	15
3	新総合福祉会館の規模	20
4	駐車場の規模	28
VII	新総合福祉会館の活用施策と利用想定	29
1	新総合福祉会館の活用施策	29
2	新総合福祉会館の利用想定数	31
VIII	事業費の算定及び工期	34
1	全体事業費の算定	34
2	工期	34
IX	財源	35
1	財源の構成	35
X	今後の検討事項	36
1	今後さらに検討すべき事項	36
XI	まとめ	37
	資料編	38

I 基本構想策定の背景と目的

1 これまでの検討経過

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が主催する平成27年度の第10回黒部市社会福祉大会において「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」を目指すための大会決議3項目（Ⅰ人材育成の環境整備 Ⅱ地域福祉推進の場づくりと拠点整備 Ⅲ財源の確保）が承認されました。その一つである「地域福祉推進の場づくりと拠点整備」について、地域福祉推進のために多様な団体や地域住民が集い、話し合いのできる場づくり及び、福祉・医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携できる機能的な拠点についてのあり方を検討するために「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置しました。

委員会では、黒部市として必要な関係団体や地域住民が連携協働できる場やしくみ、機能的な拠点について、様々な分野からの委員と公募委員で協議検討を行い、「地域福祉推進の拠点に関するあり方についての報告書」をまとめました。

そして、本会ではこれを受け、より具体的な拠点施設の基本構想をまとめるために拠点施設整備検討部会を設置し、（仮称）新総合福祉会館建設基本構想報告書を策定することにしました。

なお、これまでの検討経過の概要は、表1-1のとおりです。

2 基本構想の目的

基本構想では、（仮称）新総合福祉会館の必要性和合意形成及び建設候補地の選定を踏まえ、建設の実現に向けて規模・機能・施設内容・予算（事業費・財源）などの設計与件（設計に向けての条件）とともに、現黒部市福祉センターの機能や今後求められる機能などについても検討し、一定の整理を行います。

具体的な完成時の姿が明確となるのは基本設計段階であり、基本構想では、設計の前提となる基本的な考え方をまとめます。

基本構想の策定にあたっては、本会の理事・評議員から委員を選出して「拠点施設整備検討部会」を設置し、建築の専門家を交え検討を進めます。

表 1-1 (仮称) 新総合福祉会館建設に関する検討経過の概要

年度	日付	事項
平成27年度	7月11日	<p>【第10回黒部市社会福祉大会において大会決議承認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点3項目 「人材育成の環境整備」「地域福祉推進の場づくりと拠点整備」 「財源の確保」の実現
	1月28日	<p>第1回 【地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、拠点に求められる役割や機能について協議と検討 ・多様な分野からの委員を選出(6回開催)
平成28年度	4月12日	<p>第2回 【地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会での協議・検討 <p>検討内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 黒部市の地域福祉の現状把握 2. 今後求められる新しい拠点のあり方 <p>【報告書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会が報告書を社協長へ提出
	5月25日	
	6月14日	
	7月20日	
	8月10日	
8月23日	<p>【報告書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協長が市長、議長へ報告書を提出 	
10月25日	<p>第1回 【拠点施設整備検討部会を設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設整備検討部会を開催し、意見聴取(4回開催) <p>協議内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新総合福祉会館の敷地条件の整理 2. 新総合福祉会館の機能・規模 3. 新総合福祉会館の財源構成 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣施設視察(県内4ヵ所) 	
11月17日	視察	
11月18日	第2回	
1月16日	第3回	
2月27日	第4回	
3月	<p>【報告書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設整備検討部会長が(仮称)新総合福祉会館建設基本構想報告書を市長、議長へ提出 	

Ⅱ 新総合福祉会館建設の必要性

1 黒部市福祉センターの現況

(1) 立地及び敷地条件

- ・現在の場所は、大布施地区に位置し、大布施公民館と中央児童センターが隣接しています。
- ・国道8号線入善魚津バイパス、黒部ICから県道若栗生地線、国道8号線から利用でき、交通の利便性も高い位置にあります。
- ・平成28年11月7日より、路線バス（南北循環線）が試験運行し、J A北部支店前で、30分間隔で乗車ができるようになり、市街地からの移動、電車、他の路線バスとの乗り継ぎも可能であり、利便性が高い場所にあります。

図 2-1 付近見取り図

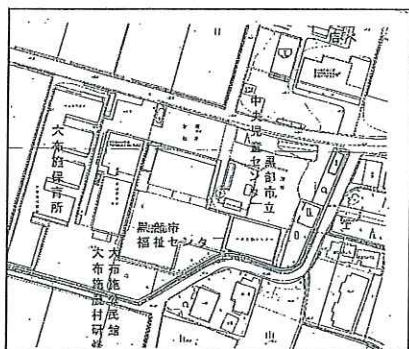


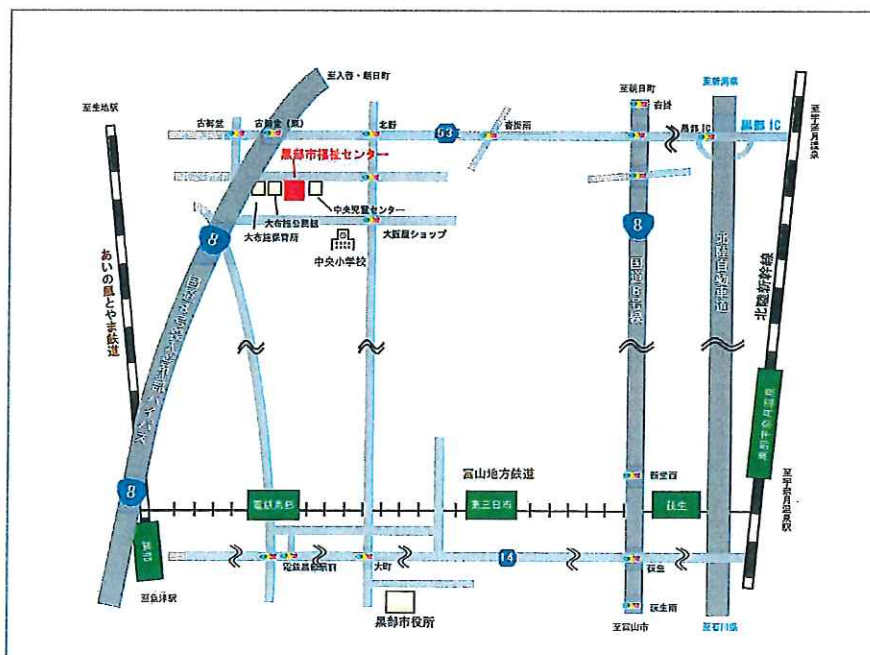
図 2-2 配置図



図 2-3 現在の黒部市福祉センター



図 2-4 黒部市福祉センター周辺図



(2) 建物の概要

黒部市福祉センターの建物の概要は、次のとおりです。

また、施設の現況は、表 2-1 のとおりです。

- ・黒部市福祉センターは、昭和 52 年に竣工し、40 年経過しています。
- ・鉄筋コンクリート造、地上 1 階平屋建て、延べ床面積 1,781.97 m²です。
- ・躯体、設備とも老朽化が著しくなっています。
- ・耐震性能についても旧基準の建物であるため、強い地震が発生した場合は、建物本体に大きな損傷を受けることが予想されます。
- ・駐車場は 139 台（うち来客用 65 台）となっています。

表 2-1 黒部市福祉センターの現況

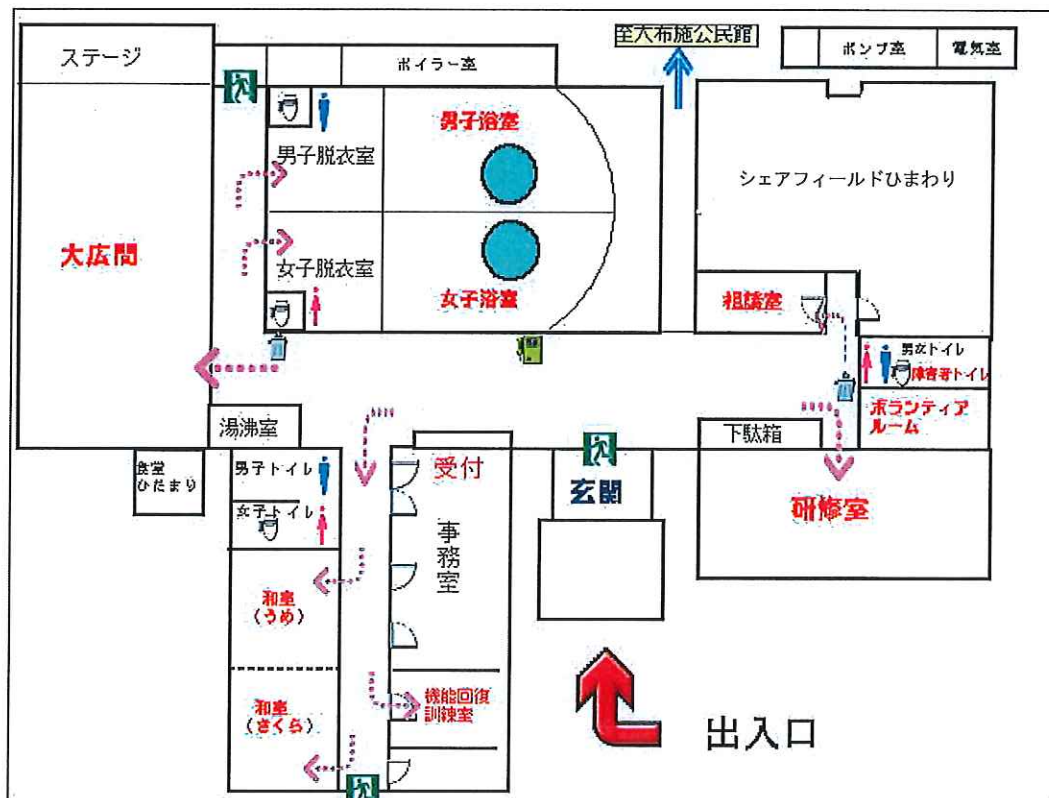
		黒部市福祉センター
位置		黒部市金屋 464 番地の 1
竣工(築後経過年数)		S 52 年 (40 年経過)
敷地面積		4,568.77 m ²
施設規模	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	階数	地上 1 階
延べ床面積		1,781.97 m ²
駐車場		139 台 (うち来客用 65 台)
社協職員数		50 人
現組織機構		総務課 地域福祉課 在宅福祉課
敷地内の付属施設		・食堂「めん処」ひだまり (鉄骨造亜鉛メッキ鋼葺平屋建) ・ポンプ室 (コンクリートブロック造陸屋根平屋建) ・車庫 2 棟 (鉄骨造陸屋根平屋建) ・自転車小屋 2 棟 (鉄骨造平屋建)
施設の入居団体		社会福祉法人にいかわ苑 シェアフィールドひまわり

(3) 建物内部配置

黒部市福祉センター内の配置は、次のとおりです。
また、施設の平面図は、図2-5のとおりです。

- ・ 玄関左側に社会福祉協議会の事務室が配置されています。
- ・ 社協事務局機能として、相談室、研修室、ボランティアルームが配置されています。(会議時は、相談室、研修室、和室等を使用しています。)
- ・ 福祉センター機能として、浴室、大広間、和室、機能回復訓練室が配置されています。
- ・ 入居団体として、シェアフィールドひまわり (にいかわ苑：就労継続支援 B 型)、附属施設として、食堂「めん処」ひだまりが配置されています。
- ・ その他、隣接する大布施公民館への連絡通路があります。

図 2-5 黒部市福祉センター平面図 (H28. 4. 1 現在)



2 黒部市福祉センターの問題点

黒部市福祉センターにおける主な問題点を整理すると、以下のとおりとなります。

(1) 施設設備の問題点

①施設・設備の老朽化

- ・黒部市福祉センターは、建築から40年経過しているため、施設や設備の老朽化が著しく、維持管理費がかさんでいます。
- ・黒部市福祉センターは、昭和56年に施行（平成19年一部改正）された耐震基準以前に建設されていることから、災害時の災害支援ボランティアセンター機能確保のため耐震補強などの対策が必要となっています。

②施設整備の状況

- ・黒部市福祉センターは、障がい者や高齢者のためのバリアフリー化^{※1}を含めたユニバーサルデザイン^{※2}への対応が十分ではありません。
- ・高齢福祉施設としての利用が多く、誰もが利用しやすい総合福祉施設としての環境整備が不足しています。

3 新総合福祉会館の必要性

(1) 黒部市福祉センターの老朽化・耐震化への対応

現施設の修繕には年間500万円以上がかかっている状況で、今後10年の間に空調設備、ボイラーなど水まわりの修繕などに年間数千万円の予算が必要となることが予想されます。また、耐震基準に対応した施設として安心して利用できる施設に建て替える必要があります。

(2) 多様化する福祉ニーズへの対応

黒部市福祉センターの開設当時は、高齢福祉を中心に老人福祉センター機能（入浴・機能回復訓練・相談・休養）としてその役割を果たして来ましたが、今日、福祉のニーズは多様化し、様々な地域課題や社会課題に対応していくためにも、黒部に住むすべての人々の福祉を支える機能を発揮する施設となる必要があります。

(3) 誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくりの実現

子ども、障がい者、外国人、少数派（マイノリティー）の人たちにとっても、安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりの安心を支えるとともに、市民の意識を高め、福祉への関心と参加、担い手となる人材を増やしていく必要があります。そのためにも新しい拠点施設が黒部市の福祉教育を推進していく中核となり、その学びの機能として人材育成を継続的に行っていく必要があります。

(4) 福祉の相談支援の一元化・専門性の集約

様々な世代、多様な分野の福祉ニーズに対応するには、各種の専門的な支援機能を持ち備えることが必要です。また一拠点にその機能を集約することによって、より横断的に課題解決に取り組む体制を整備する必要があります。

(用語説明)

※1 バリアフリー：段差や仕切りをなくすなど、障がい者や高齢者が日常生活で不便な障害となっていることを除去し、安心して暮らせる環境をつくること

※2 ユニバーサルデザイン：障がい者や高齢者のみならず、すべての人に使いやすいよう、まちや建物、環境などをデザインしていこうという考え方

Ⅲ 新総合福祉会館の位置づけと役割

1 新総合福祉会館の位置づけ

(1) 第2次黒部市総合振興計画における位置づけ

現在、策定作業中である第2次黒部市総合振興計画基本構想（平成30年～39年までの10ヵ年計画）において、これからの地域福祉推進のために必要な拠点として整備計画が位置づけされることが必要不可欠です。

2 新総合福祉会館の役割と必要性

役割と必要性については、黒部市内の様々な分野から委員を選出して協議した「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」において下記のとおり、取りまとめを行いました。

(1) 活動の場の変化

国の施策において、地域包括ケアシステム^{※3}の実現を目指す方向が示される中、今後は、中央の拠点にたくさんの人を集める形から地域を拠点とした小さな集まりをたくさん作り出していく形に変化していくことが予想されます。現在は、中央の拠点、地区、地域でそれぞれ活動の場や事業が実施されていますが、今後は、地区や地域の活動を間接的に支援し、下支えしていく拠点機能が必要になってくると考えます。

(2) 担い手の創出と人材育成

今後、小さな地域単位で多くの活動が実施されていくことが考えられます。その中で、必然的に活動者や支援者を増やしていく必要があります。ボランティアや活動の中心となる地域リーダーなどの担い手を創出していくことなど人材の育成が急務であると言えます。

担い手の掘り起こしと人材育成は、拠点、地区、地域が一体となって取り組むべき課題であり、拠点の機能として、「学びの場」を提供し、新しい担い手を発掘する機能を充実させ、地区や地域などでは活動を通して人材を育成していくという役割分担が必要となってきます。また、福祉専門職や援助者は、福祉サービスを提供する担い手として質の担保や向上を図る場も必要になってくると考えます。

(3) 誰もが集う機会

地域福祉推進の拠点として、地域福祉に関わる人を中心に検討を進める一方で「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまち」の実現には、支援を必要と

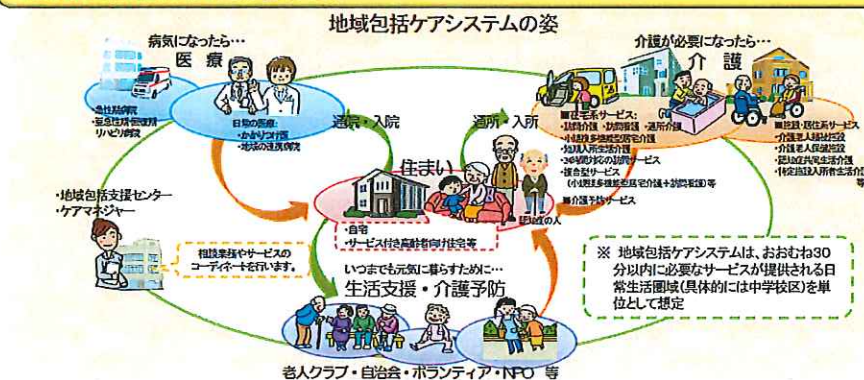
する当事者や利用者または、支援活動者以外の人々にも拠点に来る機会をつくり出し、福祉との関係性を持たせることも重要であると言えます。様々な集いで拠点に訪れる機会をつくることで、知ることや気づきが芽生え、将来的な福祉への理解や協力につながる福祉教育的な拠点の機能を持ち備える必要があると考えます。

(4) 複合的な機能

福祉に関する相談やサービスを一つの拠点に集約し、一元化することにより、市民に分かりやすく、利便性が上がるのが考えられます。さらに、福祉の機能を持つ団体や施設などと隣接または併設することで、相乗効果を図ることにもつながります。また、災害が起きた時の災害支援ボランティアセンターなど福祉に特化した機能を持つ拠点が必要であると考えます。

図 3-1 地域包括ケアシステムの概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



出典：厚生労働省

(用語説明)

※3 地域包括ケアシステム：厚生労働省において、2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと(図3-1参照)

IV 新総合福祉会館の敷地条件の整理

1 建設候補地と敷地面積

(仮称)新総合福祉会館の建設基本構想の検討にあたり、建設場所を想定しそれに伴う規模や予算を試算する必要があります。実際に建設されることが市として位置づけされれば、改めて建設場所や規模についての検討が行われるものと考えられます。現段階では市社協として望むべき場所を想定し、そこでの計画づくりを進めていくことにします。

(1) 建設候補地

建設地の選定にあたっては、拠点施設整備検討部会において下記の点を検討した結果、「現行の場所での建て替え」がもっとも実現性が高いと考えます。

- ・現在の黒部市福祉センター規模の敷地を新たに取得するには経費が掛かるため、既存の場所を利用する方法が有効と考えます。
- ・利便性などについても公共交通機関の乗り入れやバスの巡回などでカバーすることができます。
- ・今後、車での来館者は増える見込みがあり、駐車場を大きく確保する必要があります。既存の場所であれば広げること検討できます。
- ・建て替え期間中の市社協事務局については、遊休施設などを活用し、一定期間に移動することも考えられます。

(2) 敷地面積

各部屋の機能を基に必要な面積を積み上げていきますが、全体の敷地面積は現黒部市福祉センターの敷地を上限とし、地上1階平屋建てで検討していくことで考えます。

建設候補地と敷地面積

以上のことから、建設場所を現黒部市福祉センターでの建て替えと想定し、解体費、建設費を試算し、工期などを示します。また、施設の規模についても現敷地面積をベースに行うこととします。

V 新総合福祉会館建設の基本理念と基本方針

先に行われた「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」によって取りまとめられたものを継承し、基本理念・基本方針を設定します。

1 新総合福祉会館建設の基本理念

新総合福祉会館建設基本構想を策定していく上での基本コンセプトを次のように定めます。

「人と地域のしあわせを支える拠点」

市民一人一人のしあわせを支え、一つ一つの地域の福祉を支えます

市民一人一人のしあわせを支え、「やさしい福祉のまち」の実現
これからの地区・地域という単位の活動推進を図る

2 新総合福祉会館建設の基本方針

基本理念に基づき、より具体化した基本方針として、これまでの検討経緯や市民等の意見を踏まえ以下のとおり設定します。

「人が学ぶ」—黒部市一体での人材育成と担い手育成—

「支える」—支援する人を支援する、はざまにいる人を支える—

「つなぐ」—福祉活動の活性化、サービスの充実—

「誰もが集う機会」—福祉教育、知る、触れる機会—

「複合的な機能」—相乗効果を生み出す、利便性向上—

VI 新総合福祉会館の機能・規模

「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」及び「拠点施設整備検討部会」で出された導入機能について意見を収集し、新総合福祉会館に導入すべき機能として、検討した結果、以下のとおり整理します。(図 6-1)

更に、現行の敷地に合わせた平面図に各機能を満たす部屋割りをを行います。(図 6-2)

1 新総合福祉会館に求められる機能

「人が学ぶ」—黒部市一体での人材育成と担い手育成—

今後、活動の主体が地区や地域単位に移行し、小さな単位で多くの活動が実施されていくことが考えられます。そのような中で、最も重要になってくるのが活動を行う「人」であり、「自分たちの地域を自分たちで良くしていく」という意識やムードを黒部市に浸透させていくことや地域活動者を生み出し育てていくこと、また福祉を支える専門職の質の向上や担保が必要となってきます。

拠点、地区、地域が一体となり活動の担い手となる「人」の掘り起こしと育成を行うことが求められるため、拠点ではすべての人に学ぶ場を提供することが必要です。

「支える」—支援する人を支援する、はざまにいる人を支える—

地域福祉推進の担い手は、専門職だけではなくボランティアや支援者、援助者など地域の担い手となる活動者、そして一番身近な家族であり、その人たちを間接的に支えることが大切になってきます。また、制度のはざまにいる人たちや新しい課題に対して支援を必要とする人たちへの支援は、誰もが安心して暮らせる地域の実現に不可欠であります。

「つなぐ」—福祉活動の活性化、サービスの充実—

必要な人やモノ、資金、情報などをつなぐことで活動をスムーズに後押しすることや活性化を図ることができます。また、困りごとがあるとき、制度や専門性をつなぐことで福祉サービスの利便性が向上し、新たなサービスの開発にもつながると考えます。

「誰もが集う機会」—福祉教育、知る、触れる機会—

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の実現のために、支援を必要とする当事者や利用者または、支援活動者以外の人々にも拠点に来る機会をつくり出します。様々な集いで拠点に訪れる機会をつくることで、知ることや気づきが芽生え、将来的な福祉への理解や協力につながる福祉教育の推進を図ります。

「複合的な機能」—相乗効果を生み出す、利便性向上—

福祉に関する相談やサービスを一つの拠点に集約し、一元化することにより、市民に分かりやすく、利便性が向上します。また、福祉の機能を持った施設を隣接又は併設することで、相乗効果が図られます。さらに、災害が起きた時の災害支援ボランティアセンターなど福祉に特化した拠点としての機能を併せもつ必要があります。

図 6-1 あり方検討委員会報告から新総合福祉会館に求められる機能整理

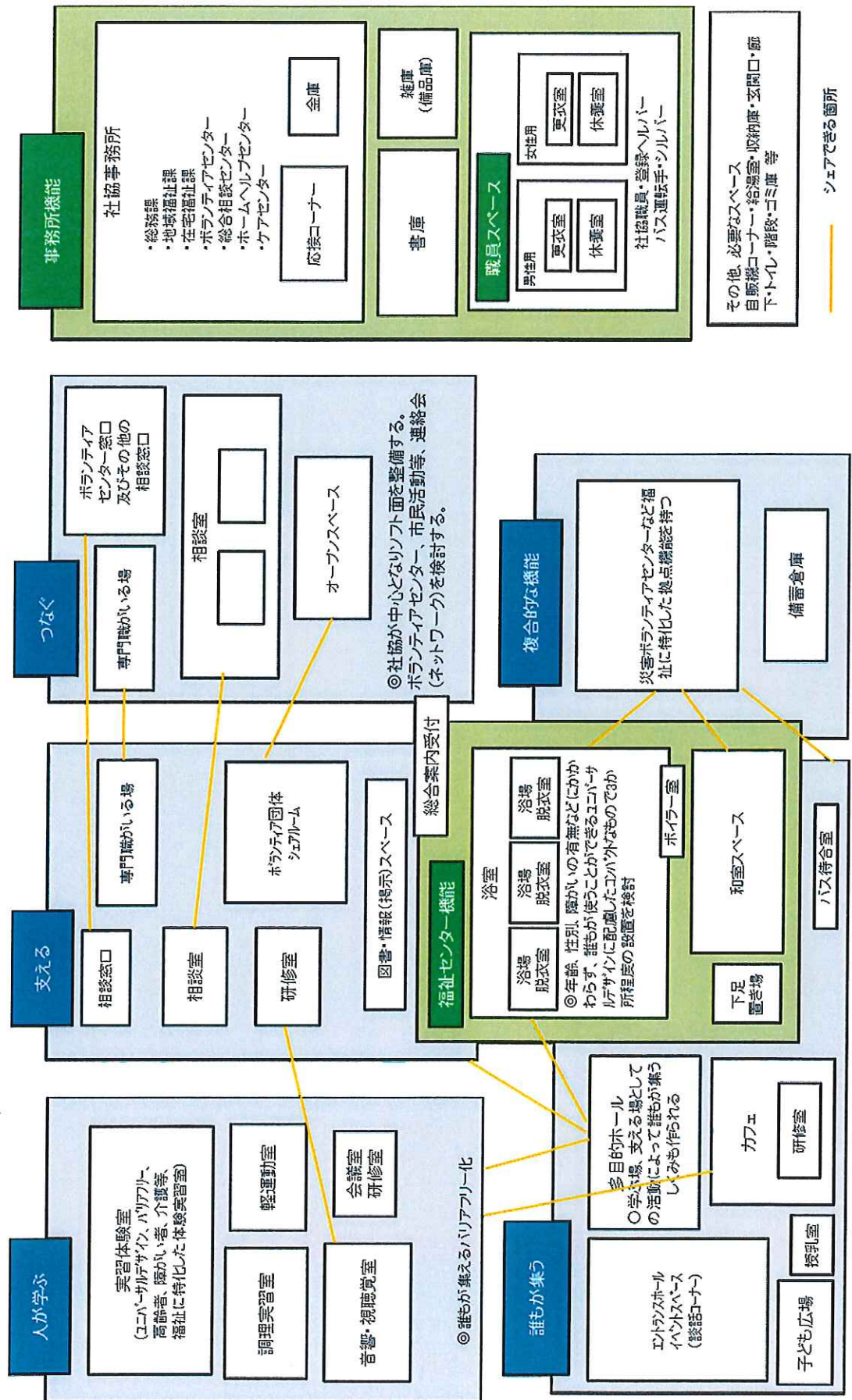
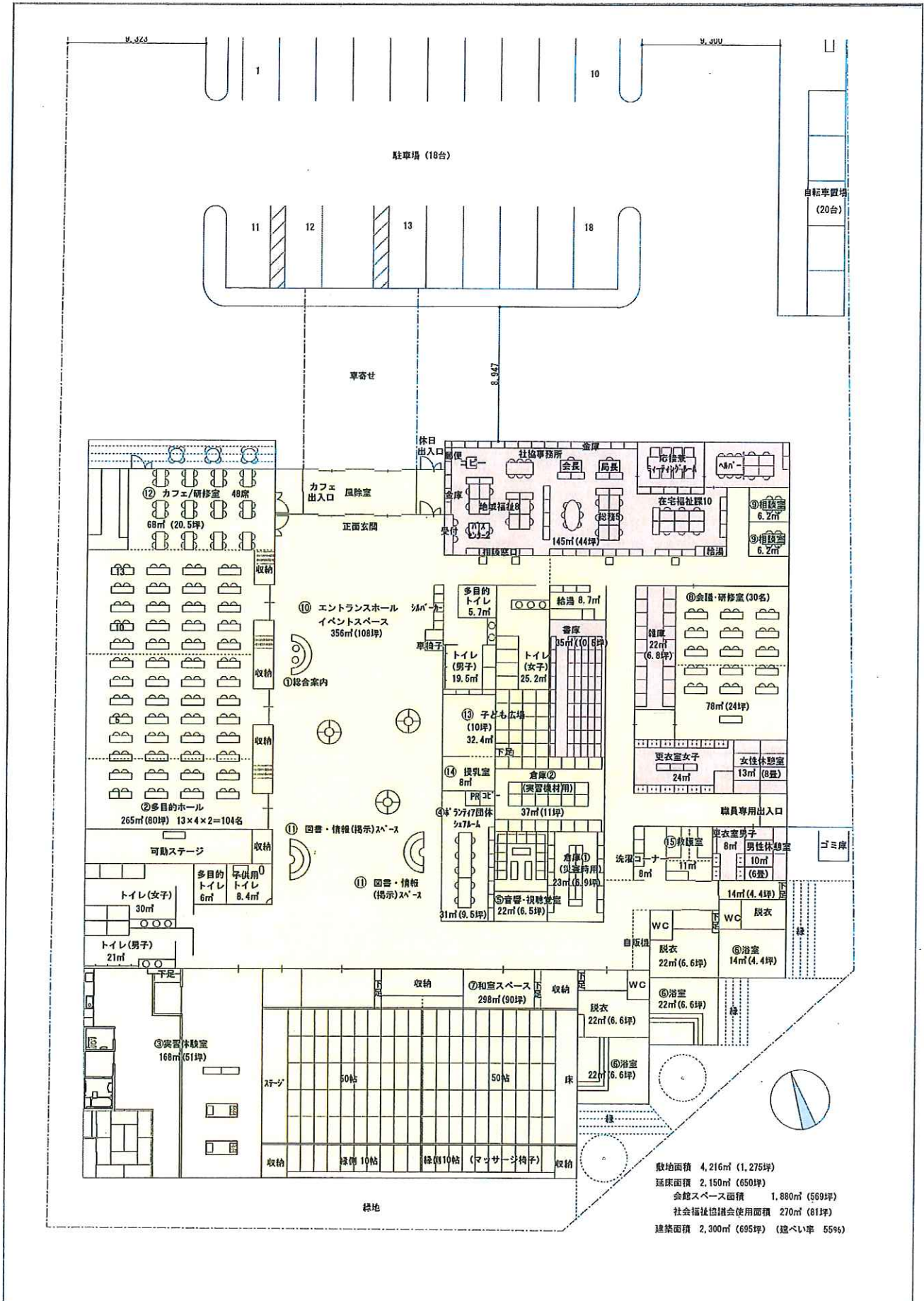


図 6-2 新総合福祉会館平面図



2 拠点整備に関する重点事項（新総合福祉会館の強み）

新総合福祉会館では他の公共施設とは異なる強みを持ち、これからの黒部市のまちづくりを推進していく拠点となる必要があることから以下の4点について重点的に検討と議論を行いました。

（1）機能面

①福祉教育の拠点（P16 参照）

「地域福祉推進の拠点に関するあり方についての報告書」にも位置づけされている「人が学ぶ」拠点、黒部市一体での人材育成と福祉教育を推進していくための中心となる研修と疑似体験^{※4}などが一元的に行うことができる唯一の拠点となります。

②災害時支援の拠点（P17 参照）

災害時に災害支援ボランティアセンターの拠点となる役割を果たし、地域住民の生活支援やボランティアの受け入れとマッチングなどがスムーズに行える災害時支援の拠点となります。また、避難行動要支援者、災害弱者となる人々への支援物資や機能を持ち備え、緊急時にも誰もが安心して暮らせる生活面を支えます。

（2）活用面

①入浴場の利活用（P18 参照）

今後の人口動向や地域情勢を勘案しながら規模を縮小するものの既存の福祉センター機能を有しながら、幅広い層が入浴施設を活用できるようにすること、様々な目的に合わせ、利活用できる入浴場となります。

入浴場の縮小と必要性については、資料編にある「黒部市福祉センターの入館者の動向に関する現状調査」に基づいて検討しました。

②変化・共有（シェア）（P19 参照）

建設後40年間の利活用を考える中で、時代の変化に合わせた対応ができるよう、一つの部屋や空間を固定化せず、様々な目的や時間に応じて共有し、稼働率の向上につなげます。

（用語説明）

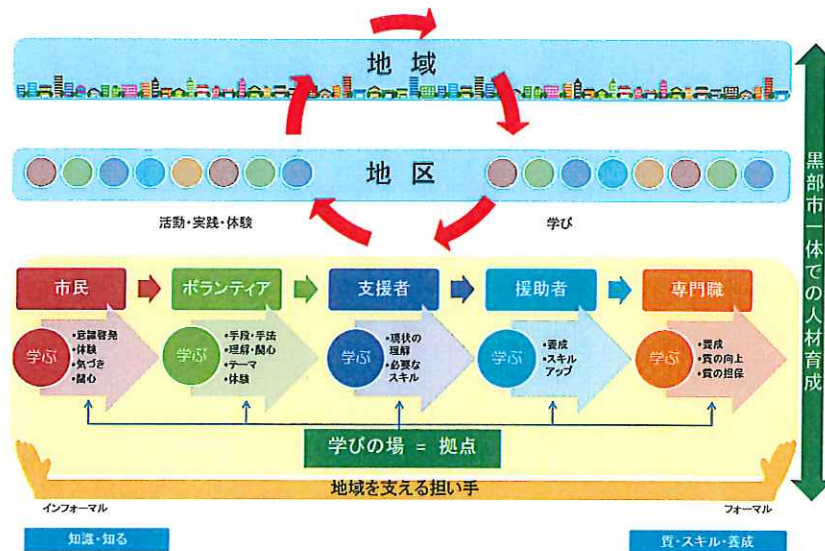
※4 疑似体験：疑似体験装具（ヘッドホーンや特殊眼鏡、手足の重りなど）を装着して日常生活動作を擬似的に体験することにより、高齢者、障がい者の気持ちや介護方法、コミュニケーションの取り方を体験的に学ぶこと

【福祉教育の拠点】

「地域福祉推進の拠点に関するあり方についての報告書」にも位置づけされている人が学ぶ拠点、黒部市一体での人材育成と福祉教育を推進していくための中心となる研修と疑似体験などが一元的に行うことができる唯一の拠点となります。

(具体的イメージ)

- ・ 児童生徒の福祉体験
 ダイアログインザダーク^{※5} (暗闇体験)、高齢者疑似体験
 視覚障害疑似体験、バリアフリー、ユニバーサルデザインルーム
- ・ 福祉専門職のスキルアップ研修／実技講習
 介護職員研修
 福祉関係職員研修・福祉連携研修
- ・ 地域住民向け研修
 地域リーダー養成研修
 家族介護実習



(用語説明)

※5 ダイアログインザダーク：日常生活の様々な事柄を暗闇の空間で、聴覚や触覚など、視覚以外の感覚を使って体験するエンターテインメント形式のワークショップ

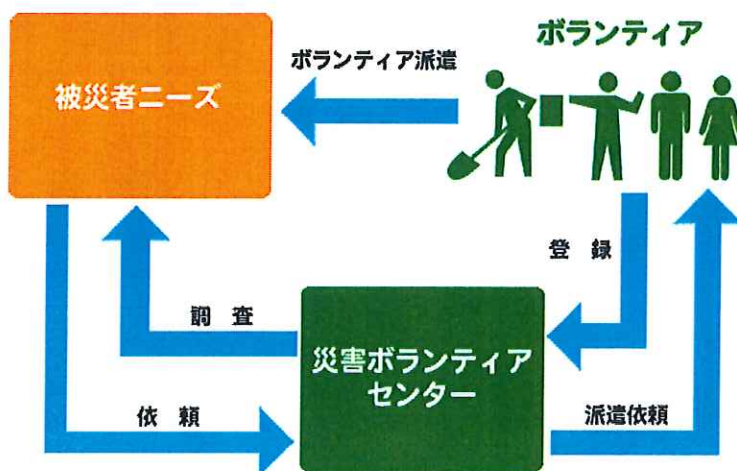
【災害時支援の拠点】

災害時に災害支援ボランティアセンターの拠点となる役割を果たし、地域住民の生活支援やボランティアの受け入れとマッチングなどがスムーズに行える災害時支援の拠点となります。また、避難行動要支援者、災害弱者となる人々への支援物資や機能を持ち備え、緊急時にも誰もが安心して暮らせる生活面を支えます。

○黒部市社会福祉協議会は、災害発生時において黒部市と協議し必要に応じ、ボランティアなどを受け入れる「災害支援ボランティアセンター立ち上げマニュアル」を策定しており、その役割を果たすことを位置付けています。

(具体的イメージ)

- ・ 災害支援ボランティアセンター ※6
- ・ 災害救援物資の受け入れとストックヤード
- ・ 災害復興の生活支援の相談機能



(用語説明)

※6 スtockヤード：一時的に保管しておく場所

【入浴場の利活用】

今後の人口動向や地域情勢を勘案しながら規模を縮小するものの既存の福祉センター機能を有しながら、幅広い層が入浴施設を活用できるようにすること、様々な目的に合わせ、利活用できる入浴場となります。

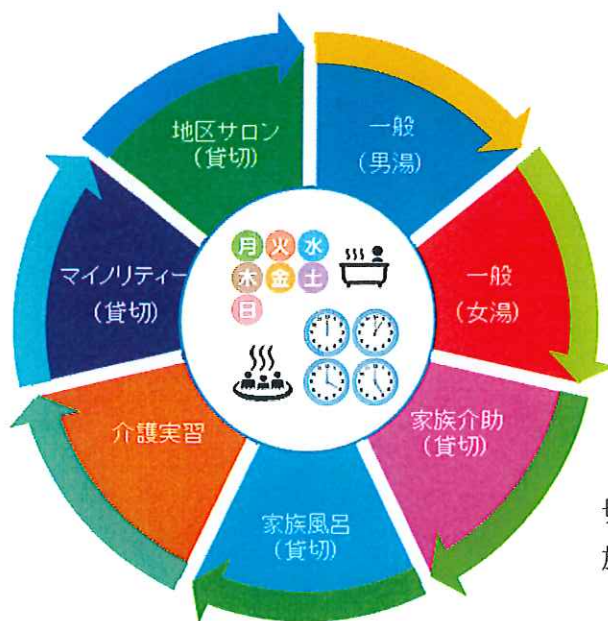
入浴場の縮小と必要性については、資料編にある「黒部市福祉センターの入館者の動向に関する現状調査」に基づいて検討しました。

(具体的イメージ)

- ・ 家族介助ができる浴場 (貸切利用)
- ・ 少数派 (マイノリティー) の方への福祉サービス
- ・ 研修／実習に利用できる浴場
- ・ 災害時の支援施設 (ボランティア、生活支援) として活用
- ・ 既存の老人福祉センターとしての入浴場利用



浴室 (介護用) のイメージ



時間別利用状況例

	浴室A	浴室B	浴室C
朝	一般浴	一般浴	個浴
↓	貸切	貸切	実習
夜	一般浴	一般浴	特浴

曜日、時間帯によって、通常利用と貸し切り対応とを区分し、幅広い年代の方、家族、団体で利用することが可能です。

【変化・共有（シェア）】

建設後 40 年間の利活用を考える中で、時代の変化に合わせた対応ができるよう、一つの部屋や空間を固定化せず、様々な目的や時間に応じて共有し、稼働率の向上につなげます。

(具体的イメージ)

- ・ボランティア団体シェアルーム

黒部市内のボランティア約 60 団体が、共有して事務作業やミーティングなどを行うことができます。



ボランティアシェアルームのイメージ

- ・エントランスホール／イベントホール

エントランスホールは、移動可能な椅子や展示物を移動させることでフラットなスペースとなり、大規模なイベントの開催も可能になります。



イベントホールのイメージ

- ・カフェ／研修室／巡回バスの待合室 ※7

カフェは、館内のケータリングサービスや研修スペースとしても活用できます。また、入り口近くに併設することで、今後検討しているバスの待合室としての機能も果たすことができます。



カフェ/研修室のイメージ

- ・将来的な他の関係機関との複合等

将来的に新たな事務局、事業拡大などにより入居スペースが必要となった場合、会議・研修室などを活用することが考えられます。

(用語説明)

※7 ケータリングサービス：イベントやパーティー時に顧客の指定する元に出向いて食事を配膳、提供するサービス

3 新総合福祉会館の規模

(1) 会館スペース ー機能配置の考え方ー

導入機能に関しては、「学ぶ」「支える」「つなぐ」「誰もが集う機会」「複合的な機能」の5機能を基本とし、新総合福祉会館における会館スペースを整理します。

なお、会館スペースの機能分類を表6-1にまとめます。

会館スペース

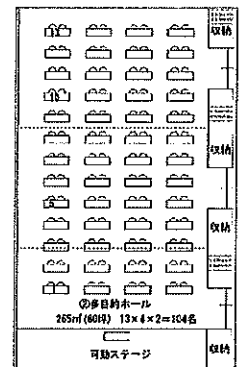
①総合受付

- ・入館案内、ガイダンスができる機能を充実させ、迷わず、安心して館内利用ができる総合窓口を設置します。
- ・インフォメーションはディスプレイ化して、情報を掲示し、その他、館内案内図は点字版を設置します。



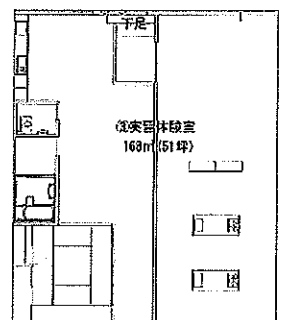
②多目的ホール

- ・学びが目的の養成講座、セミナーの開催ができる場としての機能と、人が集まるイベントの開催会場として、さらには災害時のボランティアセンターの拠点としても活用できる多目的ホールとします。
- ・使用目的に併せて、可動式のステージ、テーブル、イス等を設置し、学校形式で最大100名程度収容が可能なホールとします。
- ・パーティションで仕切ること、分割して使用できます。また、カフェとの境界も開閉式の壁とし、その場合、最大50名分広く使用できます。



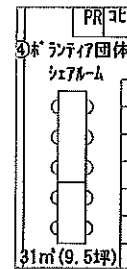
③実習体験室

- ・幅広い年齢層を対象とし、福祉の体験実習を通して、福祉の学びの場としての機能を果たします。幼少期から福祉に触れ、体験できる学びの場として、また、支援者・援助者・専門職のスキルアップ、質の向上につながる学びの場として活用でき、その体験が人を育て、活動の担い手の発掘にもつながると考えます。
- ・福祉の体験実習機能の他、調理スペースとして、システムキッチンを設置し、料理教室等にも使用できます。



④ボランティア団体シェアルーム

- ・市内で活動するボランティア団体が自由に共有できる部屋として貸出します。
- ・事務作業やミーティングが可能で、その他、ボランティア団体毎に使用できる収納ロッカーを設置し、年間登録制等、使用方法も検討します。



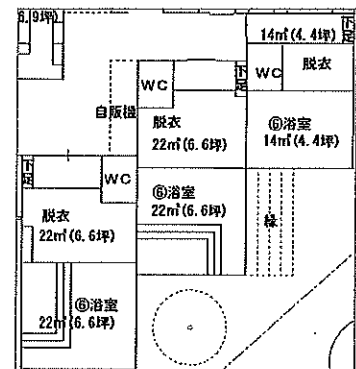
⑤音響・視聴覚室

- ・音響と防音環境を備え、市民に貸出できる部屋とします。
- ・防音設備を備えることで、音訳ボランティア団体を支え、更には、音楽活動等のサークル活動者が集う場としての機能も果たします。



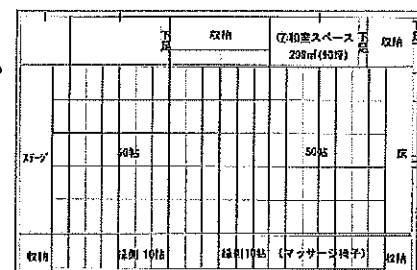
⑥浴室

- ・従来からの入浴者以外に、家族介護者を支える場、障がい者や子育て支援ができる場、介護職員の学びの場として、高齢者向けの浴室という考え方から、誰もが集える浴室として設置します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したコンパクトな浴場を3ヵ所（7：7：5人用程度）設置し、うち1ヵ所は家族介助や介護実習ができる機能を有する福祉に特化した浴室とします。
- ・利用時間や貸し切りの時間帯を設けるなど、利用者の年齢幅を広げ、運営方法も検討します。



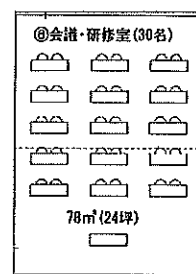
⑦和室スペース

- ・浴室機能に併せ、休憩ができる和室（畳の間）を設けることで、誰もが自由にくつろぐことができます。また、囲碁・将棋等、趣味を楽しむ場、イベント開催の場としても使用できます。
- ・2部屋（50畳）に仕切れ、多機能に使用できます。
- ・災害時のボランティアセンターの拠点としても畳の間は機能性が高く、必要スペースと考えます。



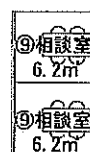
⑧会議・研修室

- ・会議の場、研修の場として利活用し、地域リーダー養成研修等、学びの場としての機能、社協の職員会議も含め、誰もが集える場としてシェアできる部屋とします。
- ・仕切り壁で2分割にして使用できるものとします。



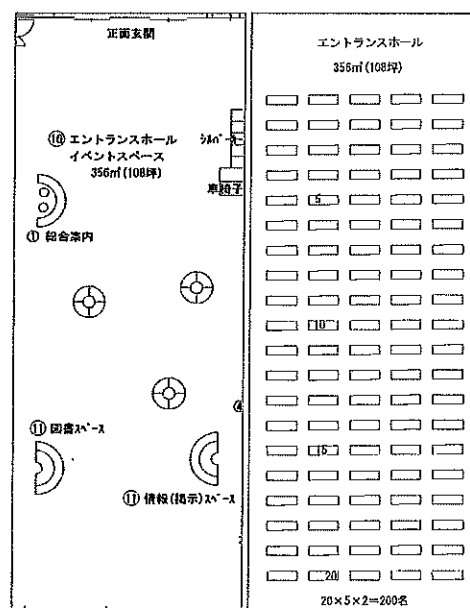
⑨相談室

- ・市民が相談等で気軽に来館できるよう、個室化し、相談者のプライバシーに配慮します。
- ・少数（4人程度）で利用できる個室とします。また、少数での社内ミーティングも行えます。



⑩エントランスホール／イベントスペース

- ・誰もが気軽に立ち寄れる空間を演出し、そこに来て、目にする人、モノとの触れあい、そこからの気づき、福祉への関心、学びが生まれることが期待できます。
- ・通常は、ベンチ等を設置し、図書スペース、休憩スペースとして活用できるくつろぎ空間として利用できベンチ等を移動させることで、200人収容可能な大きなイベントも開催できるスペースが確保できます。



⑪図書・情報（掲示）スペース

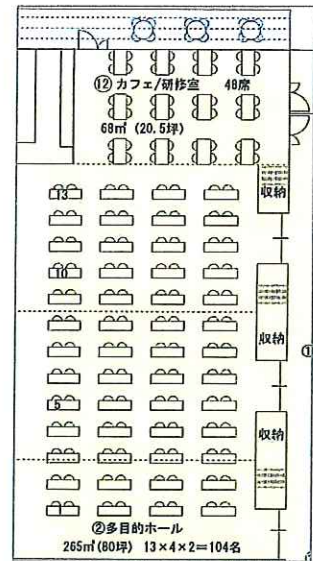
- ・福祉に関するあらゆる情報が分かり、個々に必要となる情報提供が、支援者を支えるきっかけ、場づくりとなります。また、福祉に関わる専門書を設置し、学びの場としての利用もできる機能を備えます。
- ・図書スペースの図書は市図書館の団体貸出サービス^{※8}を利用し、定期的に本の入れ替えを行い、移動図書館的な役割を果たします。

(用語説明)

※8 団体貸出サービス：個人貸出以外に、保育所、幼稚園、学校、公民館、病院、事業所、ボランティア団体などの団体に貸出しているサービス

⑫カフェ／研修室

- ・会館正面の出入り口付近に設置し、来館目的、利用年齢の幅を広げ、通常は、カフェとして誰もが気軽に立ち寄れる空間として、さらには、研修の場、会合の場、相談の場など、多機能に利用できる場とします。また、イベント時は貸し切りで会場利用ができ、イベントの開催も積極的に企画できます。
- ・50名程度収容できるスペースを設け、バスの待合室機能としても併用できます。
- ・多目的ホールとの境界を開閉式の壁とし、収容人員の拡大を広げ、イベント時のケータリングサービスにもスムーズに対応できます。



⑬子ども広場

- ・外出時や入浴後の休憩場所としての利用を主とし、その他貸し切りで子育てサークル活動の場としての使用や、保護者がイベントや研修に参加しやすいよう予約制の託児所機能も果たせます。
- ・乳幼児が横になって休める畳の間と、プレイマットスペースを設置します。



⑭授乳室

- ・授乳スペース、給湯設備、乳児用ベッドを設置し、子育て世代が集いやすい環境づくりに配慮します。
- ・子ども広場から行き来しやすい位置とします。

⑮救護室

- ・浴場施設等もあることから、急に気分が悪くなった方、ケガをされた方を一時的に救護する部屋とします。
- ・急患者の対応として、2名程度が休める簡易ベッド、救急用品を設置します。



表 6-1 会館スペース機能分類

名称	機能	人が学ぶ	支える	つなぐ	誰もが集う	複合的な機能
会館スペース	① 総合受付			○		
	② 多目的ホール	○			○	○
	③ 実習体験室	○				○
	④ ボランティア団体シェアルーム		○	○		
	⑤ 音響・視聴覚室	○	○		○	
	⑥ 浴室	○	○		○	○
	⑦ 和室スペース				○	○
	⑧ 会議・研修室	○			○	
	⑨ 相談室		○	○		
	⑩ エントランスホール/イベントスペース	○				○
	⑪ 図書・情報（掲示）スペース	○	○			
	⑫ カフェ/研修室	○			○	○
	⑬ 子ども広場				○	
	⑭ 授乳室				○	
	⑮ 救護室		○			○

(2) 事務所スペース -機能配置の考え方-

社協の事務局機能として、市の人口の増減や政策等により組織体制や職員数は常に変動するため、長期での組織体制を予測することは非常に困難です。そこで、新総合福祉会館における組織体制及び勤務する職員等は、現行に置き換えて想定することとします。

黒部市社会福祉協議会における組織体制の想定	: 3 課
黒部市社会福祉協議会に勤務する職員等の数の想定	: 50 人（非常勤職員含む）
注）東部地域包括支援センター職員、宇奈月老人福祉センター職員は除く	

表 6-2 組織体制

(H28.4.1 現在)

課	係/班
総務課	法人運営係、経営戦略係、施設運営班
地域福祉課	共生推進係、生活支援係、地域支援係、地域包括支援班
在宅福祉課	在宅福祉係、居宅訪問介護係、居宅介護支援係

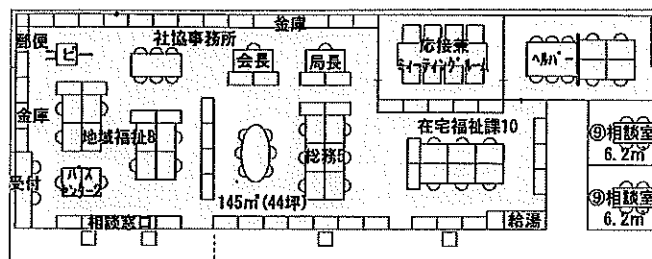
事務所スペース

①社協事務所

- ・窓口はオープンカウンター方式とし、来館者と職員とがコミュニケーションをとりやすいものとします。
- ・地域に関わる専門職員が多い部署（地域福祉課）を窓口付近に配置し、部署間の仕切りは作らず、ワンストップで効率よく対応できるものとします。
- ・将来の組織変更にも柔軟に対応できるレイアウトや設備計画を検討します。

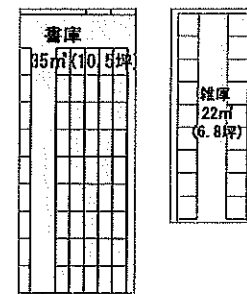
②応接兼ミーティングルーム

応接及び社内ミーティングの場として事務所内に設置します。



③書庫

保管書類、必要書籍等を部署毎に区分し、保管します。

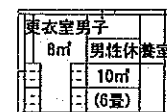


④雑庫（備品庫）

共同募金資材、事務用品等を保管します。

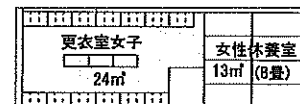
⑤休養室

職員が休養できるスペースを男女別に設置します。



⑥更衣室

職員が更衣できるスペースを男女別に設置します。



(3) その他スペース —機能配置の考え方—

その他として、以下のものが上げられます。

その他スペース

自販機コーナー、給湯室、洗濯コーナー、倉庫（災害時備蓄用、実習機材用）、玄関、風除室、廊下、トイレ（男性用、女性用、多目的、子供用）他

(4) 各部屋等の必要面積

各部屋、スペースの必要面積を仮レイアウトによる想定で求め、新総合福祉会館必要面積を算定します。

表 6-3 各部屋等の必要面積

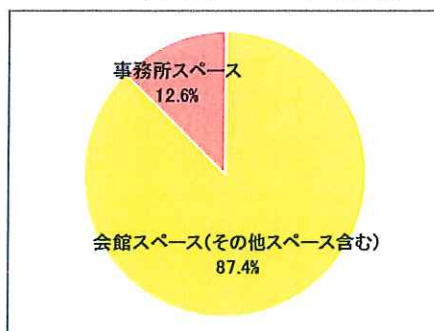
会館スペース				
室名	収容人員		必要面積	備考
①総合受付				
②多目的ホール	100	人	265 m ²	3室に分割できる
③実習体験室	50	人	168 m ²	調理室機能含む
④ボランティア団体シェアルーム	10	人	31 m ²	
⑤音響・視聴覚室	10	人	22 m ²	防音
⑥浴室（脱衣室含む）	1室7	人	116 m ²	3室
⑦和室スペース	60	人	298 m ²	2室に分割できる
⑧会議・研修室	30	人	78 m ²	
⑨相談室	1室4	人	12.4 m ²	2室
⑩エントランスホール／イベントホール	200	人	356 m ²	
⑪図書・情報（掲示）スペース				エントランスホールの一面に配置
⑫カフェ／研修室	50	人	68 m ²	多目的ホールとつながる
⑬子ども広場	親子5	組	32.4 m ²	
⑭授乳室	親子2	組	8 m ²	
⑮救護室	2	人	11 m ²	
小計			1,466 m ²	
事務所スペース				
社協事務所	30	人	145 m ²	3課で想定
応接兼ミーティングルーム	8	人	12.6 m ²	
書庫			35 m ²	
雑庫			22 m ²	
休養室			23 m ²	男女各1室
更衣室			32 m ²	男女各1室
小計			270 m ²	
その他スペース				
その他スペース			414 m ²	廊下・トイレ・倉庫 など
合計			2,150 m ²	

(5) 会館スペースと社協事務所スペースの面積

現黒部市福祉センターの延床面積は、計 1,781.97 m²で、新総合福社会館の延床面積は 2,150 m²で、その内訳は、会館スペース部分（その他スペース含む）が 1,880 m²、社協事務所スペース部分が 270 m²とします。

機能用途別の面積割合は、新施設の核となる会館スペース（地域福祉推進の拠点機能）は全体の約 9 割を専有し、社協事務所スペースが全体の 1 割程度専有すると考えられます。（表 6-4）

表 6-4 新会館の延床割合面積



(その他スペース)

自販機コーナー、給湯室、洗濯コーナー、
倉庫（災害時備蓄用、実習機材用）、
玄関・風除室、廊下、トイレ 他

多目的ホール、和室スペースなどは共有が可能であるため、可能な限り会館の共有化を図るなど効率的に活用します。

共有可能スペース

- | | | |
|--------------------|----------|----------|
| ・多目的ホール | ・実習体験室 | ・音響・視聴覚室 |
| ・和室スペース | ・会議・研修室 | ・相談室 |
| ・エントランスホール／イベントホール | ・カフェ／研修室 | 等 |

4 駐車場の規模

現在、駐車場は、黒部市福祉センター側に 21 台、中央児童センター側に 18 台、黒部市福祉センター、大布施保育所、シェアフィールドひまわり、中央児童センター職員と来訪者共用駐車場として大布施保育所向かい側に 100 台の計 139 台駐車可能とされています。その他として、隣接する大布施公民館に 9 台駐車できます。現状の利用率からみても、現状と同様のスペースの確保が必要と想定されます。

新総合福祉会館において、来館者用、公用車用および職員用のそれぞれについて検討する必要があります。

①来訪者用駐車場

来館者の交通手段は、自動車利用が多く、新総合福祉会館の収容人数は、最大で 200 人を想定しています。福祉巡回バス、試験運行中の路線バス（南北線）の利用も考え、自動車利用率を 0.5 とし、玄関前に駐停車できるロータリー、障がい者用の区画を確保し、来訪者用駐車台数は 100 台と想定します。

②公用車駐車場

社協が保有する公用車は、現在 19 台であり、うち 3 台は東部地域包括支援センターで使用、福祉バス 2 台は専用車庫の設置があるため、全 14 台分は必要と考えます。但し、将来の統合も視野に入れ、台数の増加を想定し公用車駐車台数は 20 台と想定します。

③職員駐車場

交通手段として全職員が自家用車での通勤のため、常勤職員数 27 台分は必要と考えます。但し、将来の統合も視野に入れ、台数の増加を想定し職員用駐車台数は 35 台と想定します。

【想定駐車台数】

来館者用 100 台＋公用車用 20 台＋職員用 35 台＝155 台

Ⅶ 新総合福祉会館の活用施策と利用想定

1 新総合福祉会館の活用施策

(1) 福祉教育プログラムの体系化

現在行っている児童生徒（市内小学校・中学校・高校・総合支援学校）に対しての福祉教育プログラムは、職員が各学校に訪問し、講義や疑似体験等を行う形をとっています。新総合福祉会館が出来ることによって、福祉教育に関する様々な疑似体験等を本格的に体験出来る実習スペースを設け、学校から児童生徒をバスで送迎し、このプログラムを体験してもらうことができます。

今後は、市教育委員会とも協議を進め、黒部市独自の児童生徒に「福祉の心」を育む福祉教育プログラムの開発を行います。

○将来的利用想定

①市内小学校 1・2・3年生

ユニバーサルデザイン・バリアフリー体験

②市内小学校 4・5・6年生

高齢者疑似体験

ダイアログインザダーク（暗闇体験）

③市内中学校/高校/支援学校

介護実習体験

ダイアログインザダーク（暗闇体験）

ユニバーサルデザイン開発実習

※各事業は経年で対象学年を増やしていく予定



高齢者疑似体験を行う市内小学生



車いす体験を行う市内小学生

(2) 各地区社会福祉協議会（自治振興会）との連携事業

国の施策でもある地域包括ケアシステムの実現を目指す方向が示される中、今後は、中央の拠点にたくさんの人を集める形から地域を拠点とした小さな集まりをたくさん作り出していく形に変化していくことが予想されます。将来的には市内の各町内単位（130 町内）でのサロン（地域での集いの場/小地域福祉活動の拠点）が立ち上がり、必然的にその活動を支えるための活動者や支援者を増やしていくリーダー養成研修が必要です。また、サロン活動にバスを使用して、各町内から送迎を行い、新総合福祉会館での活動（体操、体験講座など）と入浴などを組み込んだプログラムづくりを進めます。

○将来的利用想定

- ①地域支援ボランティア養成研修
地域活動ボランティアの掘り起こし
- ②地域支援リーダー養成研修
初級編・中堅編・リーダー編
- ③サロン活動利用
各町内単位のサロン活動での利用

※9

(3) 公共交通機関のハブ機能

現在、試験運行されている路線バス（南北循環線）や既存の地区巡回を行っている福祉センターバスで市内の公共施設や主要施設に乗り換えを行うことによって移動することができるようになります。新たな拠点にハブとなるバス停留所をつくることによって、今後の市民の移動手段としての機能を充実していくことができます。

○将来的利用想定

- ①市内循環バスへの乗り換え者
- ②地区巡回バスの利用者増
- ③休憩所、待合所としての場

(用語説明)

※9 ハブ：交通結節点ともいい、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと

2 新総合福祉会館の利用想定数

(1) 現黒部市福祉センターの事業実績及び利用者数

現在の黒部市福祉センターの施設利用者は、①既存事業の実績(入館料あり)と社協実施事業、会議、研修、ボランティア活動等の施設利用である②既存事業の実績(入館料なし)があります。新総合福祉会館が建設された場合、近隣の施設などで開催していた事業など③既存事業で新総合福祉会館で移行できるものをまとめた事業実績、利用者数は表7-1のとおりです。

表7-1 既存の社協事業実績及び会館建設後の年利用者数(想定)

①既存事業の実績(入館料ありの利用) ※平成28年度見込み

分類	名称	利用目的	使用場所	対象者	利用者数	回数	年利用者数
施設利用	入館料ありの利用						28,000
(内訳)							
社協事業	元気はつらつ体操教室	介護予防	和室	高齢者	30	180	5,400
社協事業	元気づくり事業(一般高齢者介護予防事業)	介護予防		高齢者			2,000
社協事業	敬老会事業(8地区実施)	委託	大広間	高齢者	115	8	920
社協事業	募金箱を作ろう教室	工作体験	大広間	市内小学生	100	1	100
一般利用	入浴/休憩(飲食含む)	入浴・休憩	大浴場・大広間				19,580

②既存事業の実績(入館料なしの利用)

分類	名称	利用目的	使用場所	対象者	利用者数	回数	年利用者数
施設利用	入館料なしの利用						1,970
(内訳)							
社協内部	各課定例会(総務課・地域福祉課・在宅支援課)	会議	相談室	社協職員	20	30	600
社協内部	社協職員全体会議	会議	研修室	社協職員	30	5	150
社協事業	視察・訪問等	視察	館内	関係者	20	5	100
社協事務局事業	黒部市ボランティア部長会議	会議	相談室	ボランティア協会	12	5	60
ボランティア	黒部リーディング(音訳ボランティア)	ボランティア	ボランティアルーム	会員	5	20	100
ボランティア	演芸ボランティア	ボランティア	大広間	会員	10	96	960

現在の福祉センター利用者数 ①+②= 合計 29,970

③既存事業で新総合福祉会館で移行できるもの

分類	名称	利用目的	現在の利用場所	対象者	利用者数	回数	年利用者数
							1,830
(内訳)							
会議内部	社協役員会等	会議	大布師公民館会議室	社協役員	20	20	400
社協事業	各種研修・会議	会議研修	大布師公民館/コラーレ	関係者	20	10	200
社協事務局事業	市民生委員児童委員理事協議会	会議	大布師公民館会議室	民生委員	20	11	220
社協事務局事業	市民生委員児童委員研修会	研修	市民会館	民生委員	110	1	110
社協事務局事業	市民生委員児童委員研修会	総会	市内ホテル	民生委員	120	1	120
社協事務局事業	黒部市ボランティア連絡会	会議	大布師公民館会議室	ボランティア団体	40	2	80
社協事務局事業	黒部市ボランティア部会総会	総会	市民会館	会員	200	1	200
社協事務局事業	ボランティア部会友愛セール	イベント	市民会館	一般市民	500	1	500

会館建設後の利用者数(想定) ①+②+③= 合計 31,800

(2) 新総合福祉会館における新規事業及び利用想定数

新総合福祉会館の建設に伴って、現在実施している事業の充実及び新規事業の実現が可能となります。また、機能の充実によって、来館者が増えることが予想されます。

④新しい拠点で実施できる新たな事業、また今後、⑤新しい拠点で実施できる新たな事業（複合的な利用）として予想される全会館利用者数を表7-3にまとめたものです。

表7-3 新総合福祉会館における新規事業及び年利用者数（想定）

④新しい拠点で実施できる新たな事業

分類※5つの機能	名称	利用目的	使用場所	対象者	利用者数	回数	年利用者数
							10,000
(内訳)							
人が学ぶ	福祉教育実習	福祉教育	実習体験室	小中学生	30	20	600
人が学ぶ	福祉専門職研修	研修	カフェ/研修室	専門職	20	6	120
人が学ぶ	地域リーダー養成研修	研修	会議室	地域住民	30	4	120
支える	学習支援事業	支援	会議室	全道国庫等の子ども	15	6	90
支える	福祉関係団体への貸部屋	活動支援	会議室	福祉団体	10	50	500
支える	ボランティアシアトルーム	活動支援	ボランティアルーム	ボランティア団体	10	50	500
つなぐ	介護・障害等の家族交流の場	支援	カフェ/研修室	家族	10	7	70
つなぐ	なんでも相談会	支援	相談室/会議室	一般市民	50	4	200
つなぐ	認知症カフェ	支援	会議室	当事者/家族	20	12	240
誰もが集う	地区サロン活動での利用	活動支援	大広間/浴場	地域住民	20	48	960
誰もが集う	学習広場(無料開放)	活用	カフェ/研修室	中高生	15	160	2,400
誰もが集う	多目的ホールでのイベント誘致 中規模	活用	多目的・エントランス	団体・企業	200	6	1,200
誰もが集う	多目的ホールでのイベント誘致 大規模	活用	多目的・エントランス	団体・企業	500	6	3,000

会館建設後の利用者数(想定) ①+②+③+④= 合計 41,800

⑤新しい拠点で実施できる新たな事業(複合的な利用)

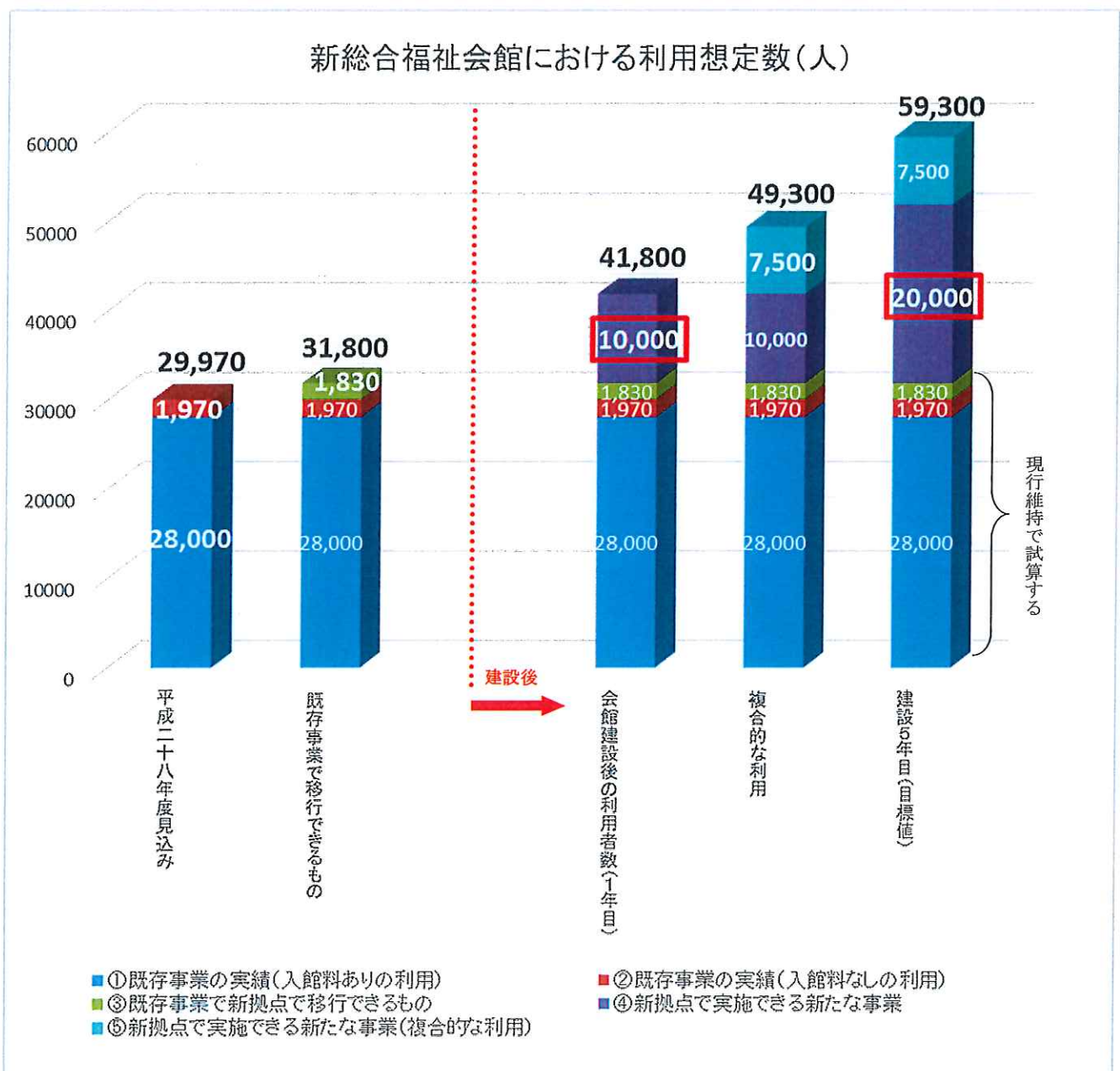
分類※5つの機能	名称	利用目的	使用場所	対象者	利用者数	回数	年利用者数
							7,500
(内訳)							
複合的な機能	2次交通のハブとなるバス停	交通	カフェ・入り口前	市民	25	300	7,500
複合的な機能	災害支援ボランティアセンター	災害時	多目的・エントランス	ボランティア	500		緊急時のみの利用
複合的な機能	福祉関係機関の事務局	事務局	会議室改築	-			将来的な想定

会館建設後の利用者数(想定)+複合的な利用 ①+②+③+④+⑤= 合計 49,300

(3) 新総合福祉会館建設後の利用想定数

既存の施設利用者 31,800 人を維持することを目標にし、建設後の 1 年目は、新規事業により 10,000 人の新規来館者の増加を加えて 41,800 人を目指します。また、建設後 5 年間で市民ニーズに合った事業展開や開催回数を増やすことによって新規来館者の目標を 20,000 人として合計で 59,300 人の来館者を目指します。

表 7-3 新総合福祉会館における利用想定数



VIII 事業費の算定及び工期

1 全体事業費の算定 ※消費税8%を含む

①建築工事価格	739,800,000円
②設計監理料	52,300,000円
③家具工事	30,000,000円
④解体工事	40,000,000円
合計	862,100,000円

2 工期

設計契約完了後から解体工事を含み約20ヵ月を要する計画となっています。
工程表は、表8-1のとおりです。

表8-1 (仮称) 新総合福祉会館建設工事工程表

(仮称) 新総合福祉会館建設工事工程表		2017.1																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~19		20	21	22	23	24	25	26										
◆ 設計プロポーザル等	●完了																												
◆ 設計契約	●契約 (基本設計・実施設計)																												
基本設計		■ 平面・立面・断面・床面積確定 (以降プラン変更不可)																											
設計書 (設計見積書)				■																									
実施設計				■																									
確認申請								■ 確認申請の審査期間 (約1.5か月)																					
◆ 解体工事																													
◆ 入札 (施工者の決定)																													
◆ 建築工事																													
◆ 開館準備																													

IX 財源

1 財源の構成

新総合福祉会館は、これからの市の地域福祉推進のために必要な拠点であることから市へ経費負担と建設の要望を考えています。ただし、地域福祉推進の中核的団体である本会の事務所となる拠点としても要望するものであり、また本会が持つ社会福祉事業振興基金の活用の検討も考えています。

(1) 解体・移転期間に係る経費

現黒部市福祉センターは市社会福祉協議会の所有であることから解体に伴う経費及び建設中の事務所機能移転の期間に係る経費は、本会の社会福祉事業振興基金から負担することで考えます。

(2) 介護保険事業（ホームヘルプセンター・ケアセンター）の事務所経費

本会が実施する介護保険事業の事務所となるスペースについては、積み立てを行っている介護保険基金から一定程度必要な事業調整基金を残し、取り崩して負担することで考えます。

(3) 社会福祉事業振興のため

本会の社会福祉事業振興基金は黒部市の地域福祉推進のために活用することを目的にしていることから、理事会・評議員会の承認のもと一定程度必要な社会福祉事業調整基金や今後の財政面を考慮しながら基金を取り崩して負担することで考えます。

(4) 賛同者からの寄付金

新総合福祉会館は、多くの市民・関係団体からの要望や意見を基に建設を望むものであり、建設に賛同していただいた方へ寄付の呼びかけを行います。また、企業などへも市の地域福祉推進にご協力いただくために広く寄付を募ります。社会福祉協議会への寄付は税制の優遇を受けることもできるため、有効な手段と考えます。

X 今後の検討事項

1 今後さらに検討すべき事項

(1) 併設・連携を検討すべき機能

①近隣施設

現在、隣接する中央児童センターや大布施公民館、大布施保育所との事業連携や駐車スペースの共有などを行い、効率的かつ利便性の向上を図ることが必要です。また、福祉関係団体や機関の事務局の入居なども検討する必要があります。

②移動・交通機関

公共交通の路線バスの乗り入れと、既存の地区送迎バス（現黒部市福祉センターマイクロバス2台、ワゴン車1台）を活用し、各地区からの移動をサポートすることで、2次交通^{※10}のハブの駅（乗り場）として利用でき、乗り換えにより、市内の主要施設への移動もスムーズに行われるようにする必要があります。

(2) 職員数、組織体制の検討

福祉ニーズは多様化し、今後もその担い手となる社会福祉協議会の業務が拡大することも考えられます。また、指定管理や委託事業などにより新たな事務作業スペースが必要になることも考えられます。ただし、人口の減少や経済の動向によりその規模を十分に検討して計画する必要があります。

(3) ソフト面の計画・整備

拠点となる施設が整備されたとしてもその役割や機能を担う「人」や「しくみ」などのソフト面が整備されなければ地域福祉推進は実現されません。拠点整備がされるまでに、市社会福祉協議会が中心となり然るべき運営体制の整備を着実に進めておく必要があります。

(4) 建設期間中の黒部市福祉センター機能と社協事務局機能

建設工期予定である20ヵ月の間、現在の想定である現行の場所で建て替えた場合、黒部市福祉センター機能と社協事務局の機能を移転するため、代替えとなる遊休施設など、場所の確保を検討しておく必要があります。

(用語説明)

※10 2次交通：複数の交通機関等を使用する場合の2種類目の交通機関のこと

XI まとめ

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の推進には、これからの時代にあつた拠点となる施設が必要であります。しかしながら、これからの時代に何が必要とされ、どのようなものが求められているかを十分に検討する必要がありました。まずは、福祉分野に限らず市内の様々な分野から委員を選出し「地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会」を設置し、現状の調査と地域課題の分析を行うとともに当事者団体や地域活動を行う団体などからヒアリングやアンケート調査も実施しました。このような中からこれからの黒部市の地域福祉推進に必要な役割や機能を整理していきました。そして、この新総合福祉会館の基本理念となるコンセプト「人と地域のしあわせを支える拠点 ～市民一人一人のしあわせを支え、一つ一つの地域の福祉を支えます～」と基本方針となる「人が学ぶ」「支える」「つなぐ」「誰もが集う」「複合的な機能」の5点をまとめました。

今回の「拠点施設整備検討部会」では、その具体的な施設の概要について計画を取りまとめたものであります。本会は地域福祉推進を図る中核的団体として、限られた資金や資源を最大限に活かす施策を十分に協議検討した上で、重点項目の機能面として「福祉教育の拠点」「災害時の拠点」を強みとして持ち、活用面として「入浴場の利活用」「変化・共有」など長期的な視点で考えていきました。そして今までにない、黒部市のこれからの必要な福祉の総合的な拠点づくりの計画ができました。

拠点が整備されることは、併せてその拠点を活かすソフト面、つまり事業やしくみを同時に充実させていく必要があります。今ある機能の効率化や機能面の充実などと共に、これからの地域課題解決へのしくみづくりや事業を整備していくことが重要となってきます。本会では、この報告書の作成と共に要となるソフト面の事業を来年度より計画・実施に移し、拠点の完成と共にスムーズな事業展開ができるように準備を進めています。

今回の報告書をまとめるまでには約1年半の歳月がかかりました。本当に多くの皆様のご協力とご支援をいただきましたことに感謝申し上げます。そして、市民の皆さんのご意見や思いがこの計画にはしっかりと反映されたものと思います。

「誰もが安心して暮らせるやさしい福祉のまちづくり」の推進のため、その活動拠点となる施設が早期に整備されることを強く望み、まとめとさせていただきます。

拠点整備検討部会 部会長 松井敏昭
(社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会 会長)

資料編

- 1 拠点施設整備検討部会設置要綱
- 2 拠点施設整備検討部会委員会会則
- 3 会員名簿
- 4 拠点施設整備検討部会の進め方構成図
- 5 調査報告書
 - (1) (仮称)新総合福祉会館の施設整備に向けて「黒部市福祉センターの入館者動向」に関する現状調査
 - (2) 平成 27 年度「黒部市福祉センター施設利用」アンケート結果
(一部抜粋)
 - (3) 黒部市福祉センター年度別入館者数(年度合計/1日平均入館者数)
 - (4) 県内の複合型施設について 視察研修報告

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
「拠点施設整備検討部会」設置要綱

(趣旨)

第1条 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会による報告書を基に、より具体的な拠点となる施設並びに社会福祉協議会の事務局機能を有する拠点の整備計画を検討することを目的に「拠点施設整備検討部会」を設置する。

(目的)

第2条 「(仮称)新総合福祉会館建設基本構想報告書」をまとめ、本会の理事会・評議員会での承認を得て、黒部市へ建設への要望書を提出する。

(検討事項)

第3条 部会は次に掲げる事項について検討し、報告書をまとめる。

- (1) 基本構想策定の背景と目的
- (2) 新総合福祉会館建設の必要性
- (3) 新総合福祉会館の位置づけと役割
- (4) 新総合福祉会館の基本理念と基本方針
- (5) 新総合福祉会館の機能・規模
- (6) 新総合福祉会館の基本計画
- (7) 実現化方策の検討
- (8) 今後さらに検討すべき事項

(部会の設置)

第4条 本会の理事・評議員で委員を構成し、職員によるワーキングチームを設置する。

(組織)

第5条 本会の委員は11名以内とする。

2 委員は、黒部市社会福祉協議会正副会長会議で検討し、理事・評議員の中から選出し、会長が任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月1日より施行し、平成29年3月31日にその効力を失う。

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
「拠点施設整備検討部会」会則

(設置目的)

第1条 地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会による報告書を基に、より具体的な拠点となる施設並びに社会福祉協議会の事務局機能を有する拠点の整備計画を検討することを目的に「拠点施設整備検討部会」を設置する。
「(仮称)新総合福祉会館建設基本構想報告書」をまとめ、本会の理事会・評議員会での承認を得て、黒部市へ建設への要望書を提出する。

(検討・協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討し、報告書をまとめる。

- (1) 基本構想策定の背景と目的
- (2) 新総合福祉会館建設の必要性
- (3) 新総合福祉会館の位置づけと役割
- (4) 新総合福祉会館の基本理念と基本方針
- (5) 新総合福祉会館の機能・規模
- (6) 新総合福祉会館の基本計画
- (7) 実現化方策の検討
- (8) 今後さらに検討すべき事項

(組織)

第3条 部会の委員は11名以内とする。

2 委員は、黒部市社会福祉協議会正副会長会議で検討し、理事・評議員の中から選出し、会長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の中から互選によって定める。

2 部会長は、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、部会長を議長とする。

(議決等)

第7条 部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した副部長、委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により本会に出席できない副部長等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項適用について出席したものとみなす。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、本会総務課において処理する。

(細則)

第9条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、本会会長が部会の協議をもって定めるものとする。

附則

この会則は、平成28年10月25日より施行し、平成29年3月31日にその効力を失う。

黒部市社会福祉協議会の拠点施設整備検討部会 委員名簿

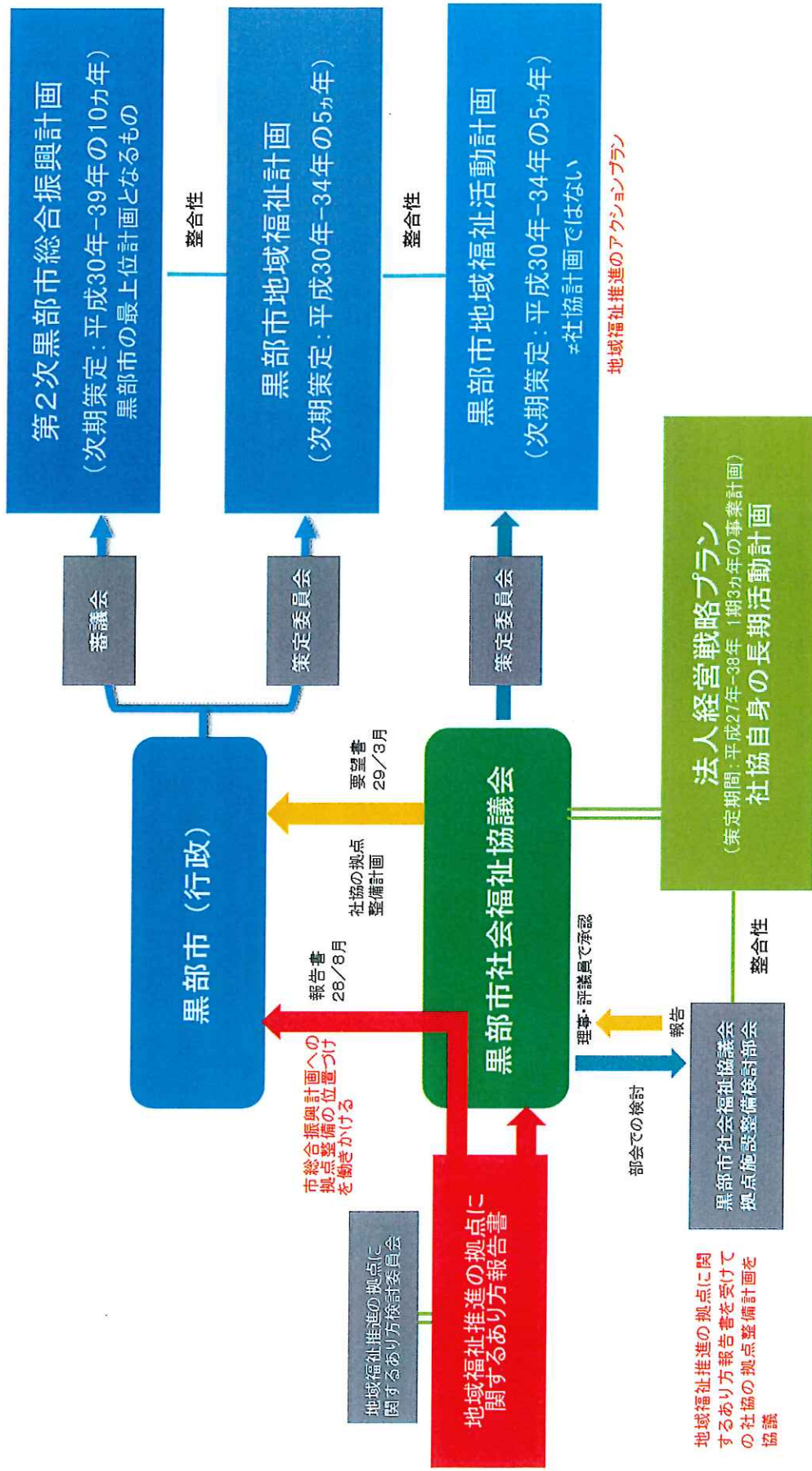
(任期:平成28年10月1日～平成29年3月31日)

№	役 職	氏 名	選出区分	職 名
1	部会長	松井 敏昭	理 事	黒部市社会福祉協議会 会長
2	副部会長	松原 宗一	理 事	黒部市社会福祉協議会 副会長 大布施自治振興会長
3	委員	川村 昭一	理 事	黒部市社会福祉協議会 副会長 若栗自治振興会長
4	委員	稲澤 孝雄	理 事	黒部市老人クラブ連合会の代表
5	委員	新村 恵子	理 事	ボランティア分野の代表
6	委員	田村 豊嗣	理 事	黒部市民生委員児童委員協議会 会長
7	委員	吉野 久幸	評議員	田家自治振興会長
8	委員	伊東 高志	評議員	黒部市身体障害者協会の代表
9	委員	吉田 三津子	評議員	社会福祉施設の代表 黒部笑福学園 施設長
10	委員	柳田 紀子	評議員	黒部市公民館連絡協議会の代表
11	委員	沖村 武志	前理事 <small>※平成28年11月30日に理事退任 任期まで継続</small>	前黒部市社会福祉協議会 副会長 前黒部市民生委員児童委員協議会 会長

[事務局]

№	役 職	氏 名
1	事務局長	林 高好
2	地域福祉課 主幹／施設運営班 主幹	小倉 博和
3	地域福祉課 課長補佐／地域包括支援班 班長補佐	濱松 一美
4	在宅福祉課 課長補佐	宮崎 真佐美
5	地域福祉課 地域支援係長	杉本 歩
6	総務課 経営戦略係長	小柴 徳明
7	在宅福祉課 在宅福祉係長	山瀬 葉月
8	総務課 経営戦略係 臨時職員	高村 千恵美

黒部市総合振興計画と黒部市社会福祉協議会の関係性



(仮称) 新総合福祉会館の施設整備に向けて
「黒部市福祉センターの入館者の動向」に関する現状調査

調査報告書

社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会

1 調査目的

地域福祉推進の拠点に関するあり方検討委員会による報告書を基に、より具体的な拠点となる施設並びに社会福祉協議会の事務局機能を有する拠点の整備計画を検討することを目的に「拠点施設整備検討部会」を設置した。

この調査では、求められる新しい拠点施設の検討を進めるにあたって、現在福祉センターに設置されている大浴場の入浴者状況調査を行い、新拠点における浴場機能の必要性を検討することが目的である。

2 調査実施期間

平成 28 年 9 月 20 日～12 月 16 日（休館日を除く）60 日間

3 調査内容

（仮称）新総合福祉会館の施設整備に向けて「黒部市福祉センターの入館者の動向」に関する現状調査

内 容：黒部市福祉センターにおける大浴場の利用者数及び趣味講座を目的とする利用者数を調査し、全入館者の動向を確認する。

対 象：黒部市福祉センター利用者

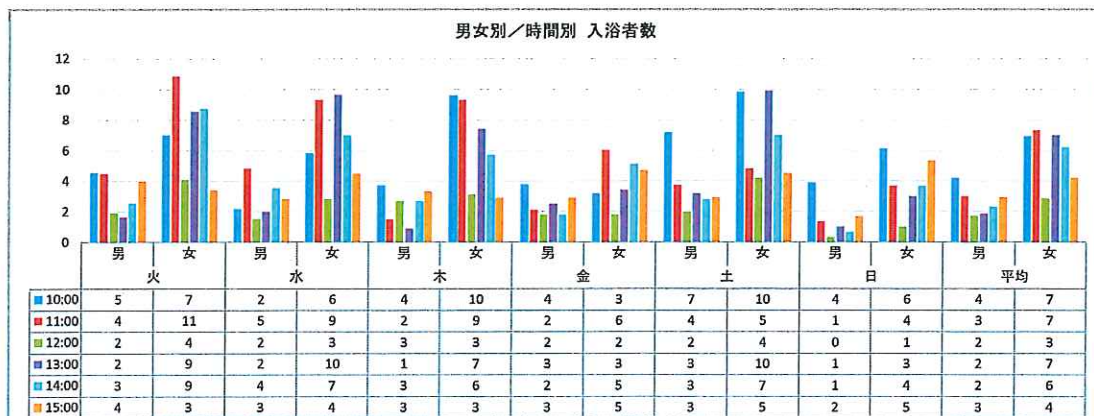
4 調査方法

（1）黒部市福祉センターにおいて、約 2 ヶ月、10：00～16：00 までの入浴利用時間内（1 時間おき）に大浴場の利用人数をカウントする。

（2）各事業担当、センター受付職員より、ヒアリングを行い、趣味講座参加者の動向を確認する。

5 調査結果報告

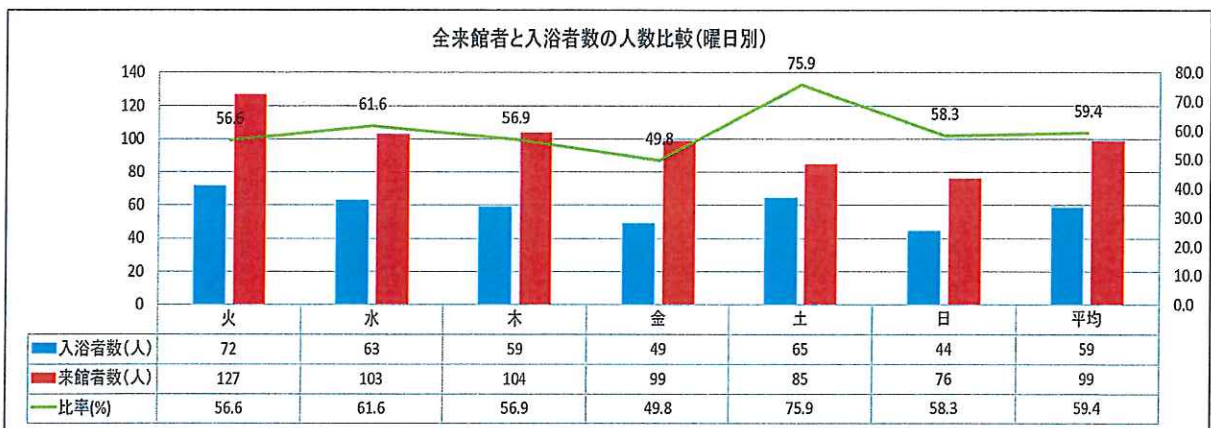
（1）男女別／時間別の入浴者数



・入浴者は男性より女性が多く、全体の7割が女性、3割が男性ということが分かった。この割合は、来館者の男女の割合と並行している。

・時間帯別に入浴者数をみると、体操教室後の11時過ぎからと、昼食後13時からの時間帯が1日の中で集中している時間であったが、利用者数は多くても10名前後であった。(1時間当たりの平均入浴者数：男性2.6人/女性5.6人)

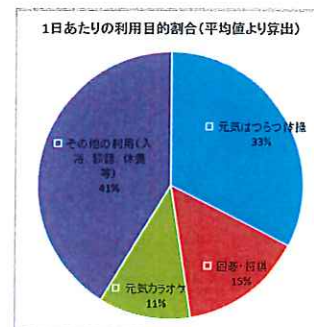
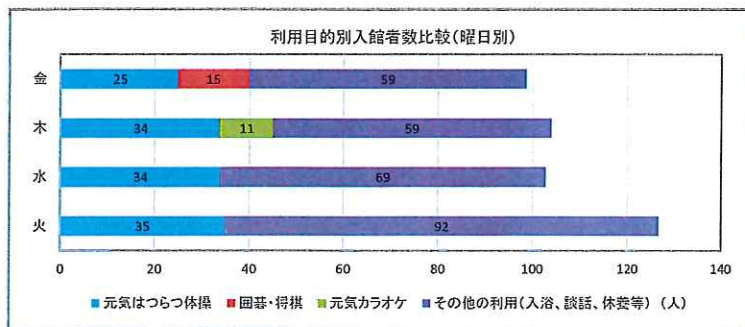
(2) 全来館者数と入浴者数の人数比較 (曜日別)



・来館者数に対して、浴場を利用されている方の平均比率は、59.4%であった。このことから、入浴目的でセンターを利用されているとは限らないと分かった。また、バスが運行していない日曜日は、来館者数が平日に比べ少ないが、浴場利用率は平日とほぼ変わらないことが分かった。

※来館者平均 99人 に対して、入浴者平均 59人
来館者に対する入浴者比率 59.4%

(4) 利用目的別入館者数比較と1日あたりの利用目的割合 (平均値より算出)



○開催日：元気はつつつ体操（毎週火・水・木・金）、元気カラオケ（毎週木曜日）囲碁・将棋（毎週金曜日）

・入館者を利用目的別で見ると、センターで開催されている事業（元気はつらつ体操教室、囲碁・将棋、元気カラオケ教室）への参加目的で来館される方が全体の6割をしめており、残り4割の方は、入浴、談話、休養等の目的で来館されていることが分かった。

（5）ヒアリング調査

・男性の多くは、元気づくり事業の囲碁・将棋（毎週金曜日）、カラオケ（毎週木曜日）等、趣味講座を目的に来館されるが、ほぼ100%浴場も利用されている。但し、この事業への参加が目的で来館される方がほとんどで、その他の曜日に入浴目的で来られる方は、あまり見受けられない。

・平日は体操教室を目的に来館されている女性の方が多く、約3割の方は入浴せずに退館される。

（6）その他

・旧黒部市内にあった公衆浴場がなくなった10月15日以降、来館者、入浴者ともに平均で1日20名増えていることが分かった。いずれも入浴目的であり、新規の入館者であることが職員ヒアリングにより分かった。しかし、1時間当たりの入浴者数には大きな変化は見られず、入浴環境にあまり影響はないと考えられる。

※10/15以降

来館者平均 80人→99人、入浴者平均 41人→59人

1時間当たりの平均入浴者数：男性1.8人→2.6人／女性5.0人→5.6人

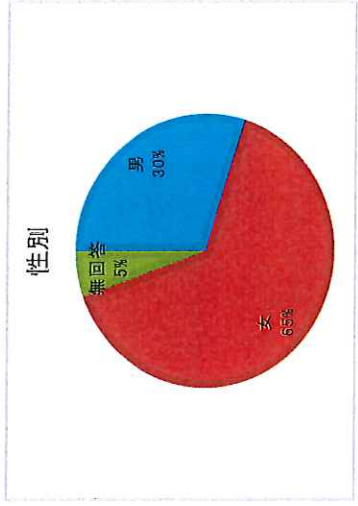
6 まとめ

（1）入館者層の変化

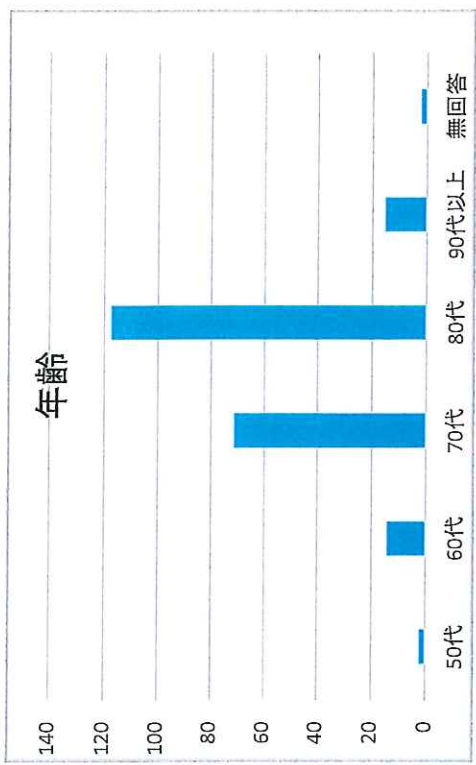
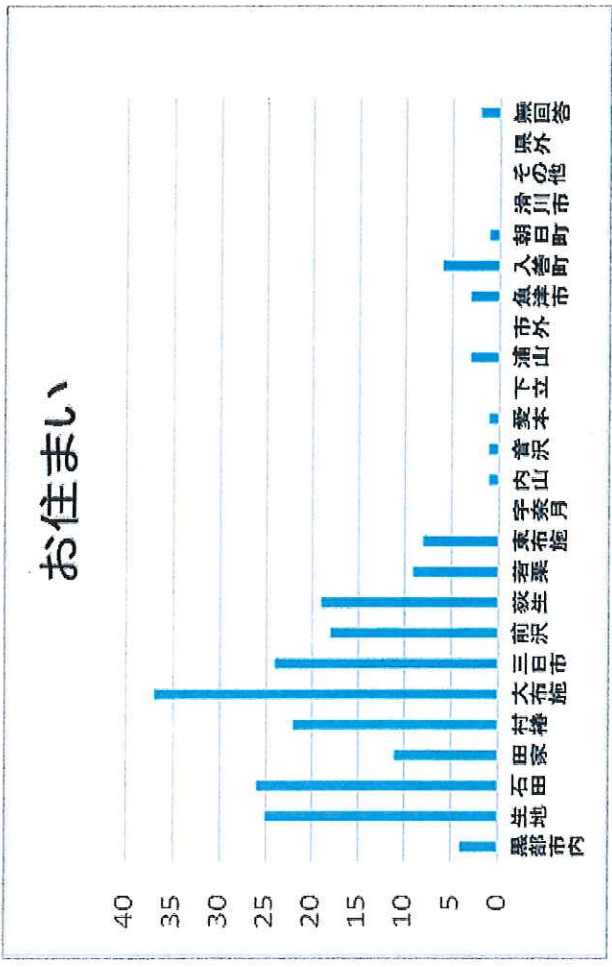
黒部市福祉センターの入館者の多くは75歳以上の高齢者であり、その中には巡回バス利用の定期利用者（週2回程度）や開館日にほぼ来館されるヘビーユーザー（150回～200回）の方もおられる。そういった方が高齢や病気等で施設を利用できなくなってきていることが近年の来館者の減少要因である。しかしながら今回の調査で、趣味講座（カラオケ・囲碁将棋等）や介護予防などの体操教室には、70代前半の層や男性の参加者層が新たに増えてきている。その方々の利用目的の一番は入浴ではないが、付随して入浴していくという動向がみられた。今後もこのような趣味や健康をテーマにしたものに参加する利用者層は増えるものと考えられる。

○平成27年度「黒部市福祉センター施設利用」アンケート結果（一部抜粋）

- ・アンケート対象者…黒部市福祉センター来館利用者
- ・アンケート総数…221枚
- ・実施場所…黒部市福祉センター
- ・実施期間…平成28年2月1日～2月14日（休館日を除く）



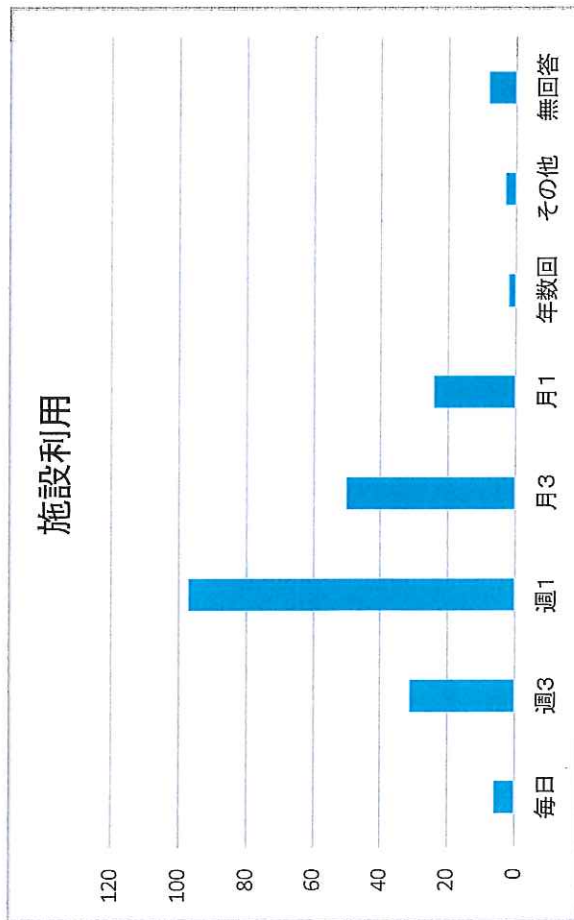
性別	男	女	無回答
人数	66	143	12



年齢	50代	60代	70代	80代	90代以上	無回答
人数	2	14	71	117	15	2

お住まい	黒部市内	石田	生地	田家	村橋	大市	三日市	前沢	若栗	字山	内山	音沢	愛本	下立	浦山	市外	魚津市	入善町	朝日町	清川市	その他	県外	無回答	
人数	4	26	11	22	24	37	24	18	18	19	19	1	1	1	0	3	0	3	6	1	0	0	0	2

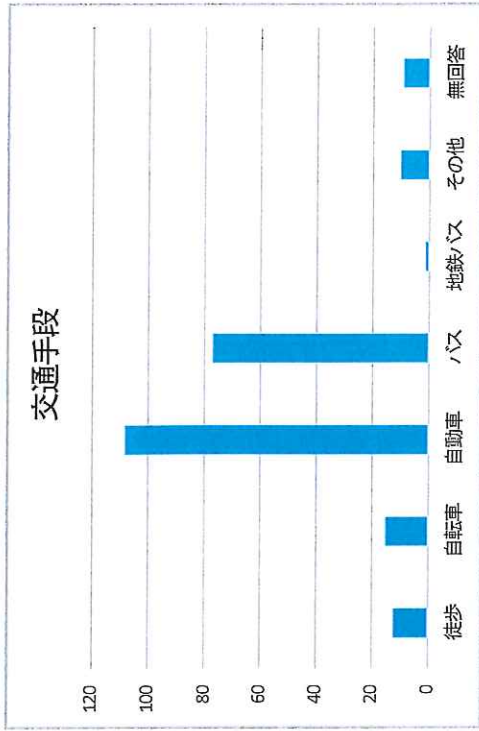
施設利用



利用頻度	人数
毎日	6
週3	24
週1	97
月1	24
年数回	2
その他	3
無回答	8

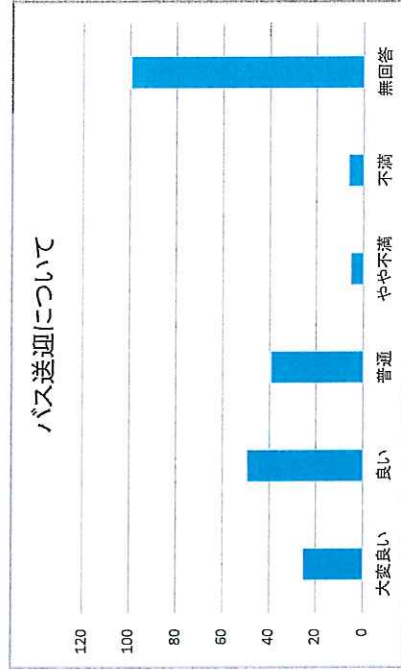
※週3：週3～4回／週1：週1～2回／月3：月3～4回／月1：月1～2回

交通手段

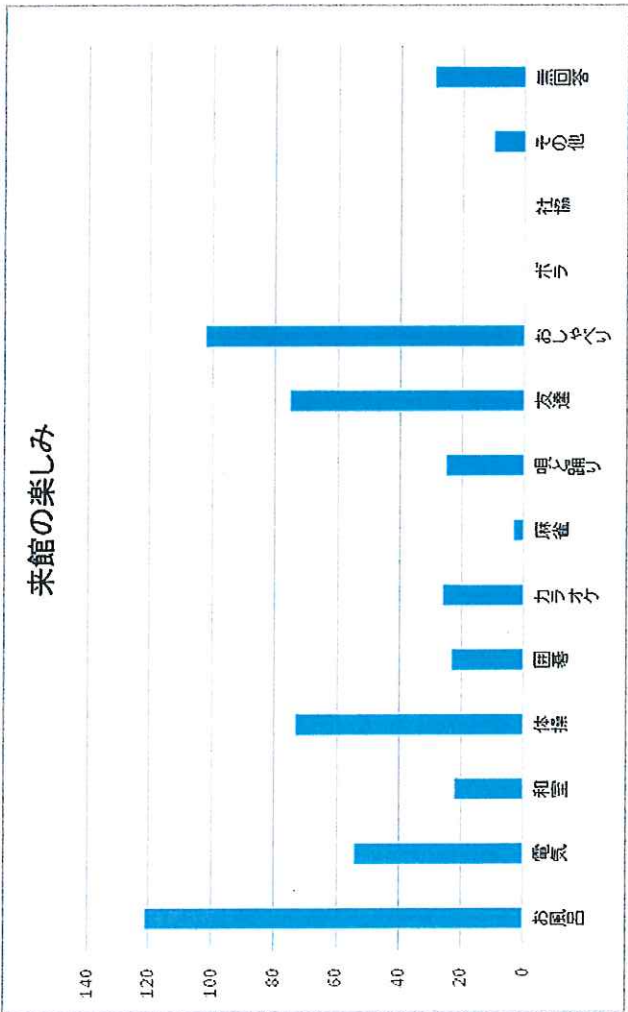


交通手段	徒歩	自転車	自動車	バス	地鐵/バス	その他	無回答
人数	12	15	108	77	1	10	9

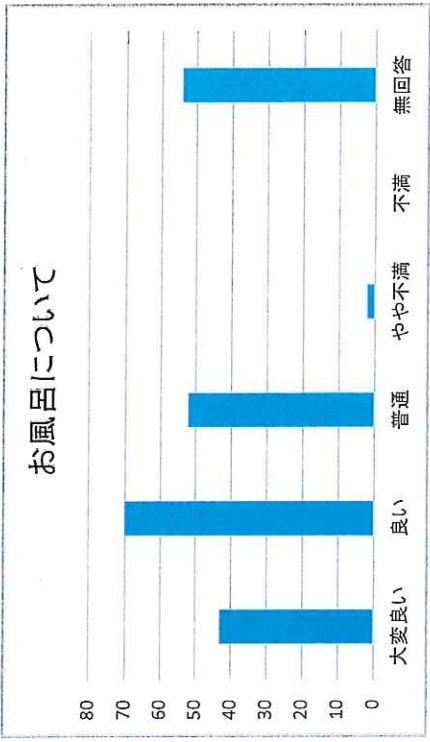
バス送迎について



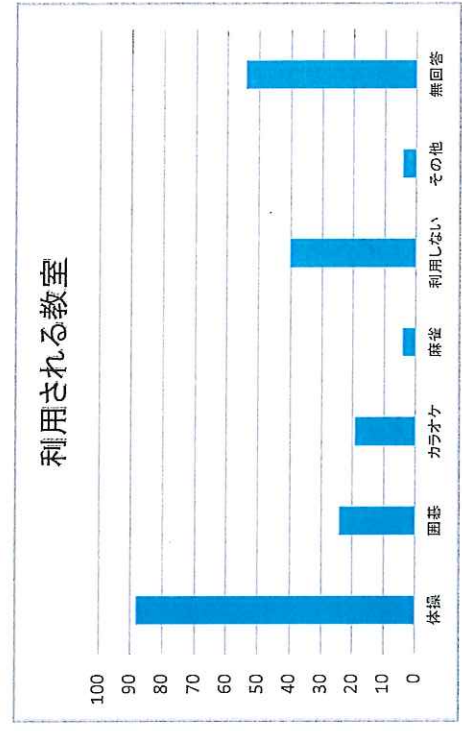
評価	大変良い	良い	普通	やや不満	不満	無回答
人数	25	49	39	5	6	99



楽しみ	お風呂	電気	和室	体操	囲碁	カラオケ	麻雀	唄と踊り	友達	おしゃべり	ボラ	社協	その他	無回答
人数	121	54	22	73	23	26	3	25	75	102	0	0	10	29



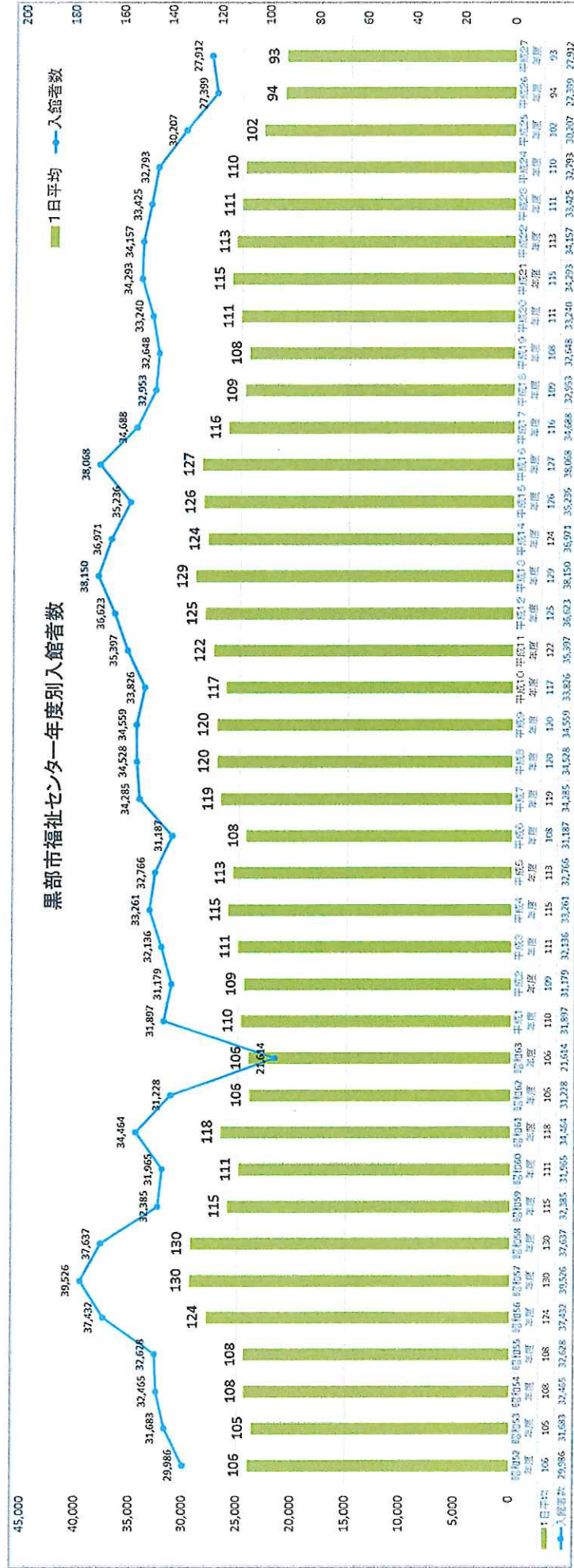
評価	大変良い	良い	普通	やや不満	不満	無回答
人数	43	70	52	2	0	54



教室	体操	囲碁	カラオケ	麻雀	利用しない	その他	無回答
人数	88	24	19	4	40	4	54

○黒部市福祉センター年度別入館者数(年度別合計／1日平均入館者数)

(昭和52年4月26日開設)





→ 平成63年度…増改築工事

→ 平成15年度…大浴場改修工事、食堂新設
(平成15年11月1日 リニューアルオープン)


→ 昭和55年度…ヘルストロン・マッサージ器の寄贈


○県内の複合型施設について 視察調査報告（全6か所）


名称（愛称）	とやま朝日町 北陸街道五叉路 CrossFive	
所在地	下新川郡朝日町泊 418	
運営	朝日町商工会（指定管理）	
設立	2015年6月28日	
総事業費	約9億5千万円	
利用案内	開館時間 9:00～21:00 休館日 12月29日～1月3日	
入居団体及び機能	※2階建て ・まちづくり施設 ・まめなげ市場 ・朝日町社会福祉協議会 ・泊地区自治振興会 ・朝日町商工会 ・ふれあい広場 ・イベント広場 ・研修室（4室） ・会議室（2室）	
視察での感想	・朝日町の中心である泊地区に商工会議所が中心となり建設された経緯があり、富山市のグランドプラザのミニ版をイメージして建設されたが、この地は、風が強く吹く気候であり、デザインも大事だが、環境に併せた建築設計が必要と感じた。 ・機能的によく似た部屋（研修室・会議室）が多かった。 ・飲食禁止の部屋が多く、活用に制限がある。	
長所	・朝日町の中心地域の商業拠点に設置されたことで、地域福祉の推進が円滑に行えるようになった。 ・入居団体は、会議室など無料で使用でき、会議や研修会がスムーズに行える。	
短所	・地場産の食材が販売されているが、近くにショッピングセンターがあり、買物客に偏りがある。 ・施設利用される障がい者など交通の便については公共交通など未整備な部分が多い。 ・ガラス張りの施設の景観はとても良いが、各部屋は夏暑く、冬寒い。 ・会館の維持管理に経費がかかる。	

名称（愛称）	入善町健康交流プラザ サンウェル	
所在地	下新川郡入善町上野 2793-1	
運営	入善町	
設立	2000年8月5日	
総事業費	約19億円	
利用案内	開館時間 9:00～22:00 休館日 毎週月曜日・12月29日～1月3日	
入居団体及び機能	※4階建て ・健康広場 ・いきいきスタジオ ・検診・診察室 ・ちびっこプレイルーム ・情報体験コーナー ・せせらぎホール ・調理実習室 ・研修室 ・談話室 ・入善町社会福祉協議会 ・レストラン・展望楼 ・保健センター（行政機能） ・みらーれTV（行政機能）	
視察での感想	・建設から16年経過し町民のふれあいと交流の場として活用されている。 ・入善町体育館や総合運動公園が従来から隣接し、近年、駐車場におあしすにいかわの特養と、地域包括支援センターが建設され、福祉機能が充実される反面、体育イベント時等駐車場を利用できないことがある。 ・デザインを重視している反面、空間の確保の難しさを感じた。 ・維持費もかかり大変そうであった。 ・靴の履き替えをせず土足で館内を移動できることがよかった。	
長所	・保健機能と社会福祉協議会が連携した活動が行われている。 ・市民の研修の場として行政が主催するパソコン教室など各種講座が開催されている。 ・1階のエントランスや健康広場などスペースが確保されており、各種イベントの開催や展示などが随時行われ、長期作品展示も可能である。	
短所	・社会福祉協議会の事務所が2階で一部の利用者から利用しにくいとの意見がある。 ・町内山間部や海岸部など広域にわたる公共交通機関の未整備個所があり、乗用車を持っていない方の移動に配慮してほしいとの声もある。	

名称（愛称）	滑川市民交流プラザ	
所在地	滑川市吾妻町 426	
運営	財団法人 滑川市文化スポーツ振興財団（指定管理）	
設立	2007年6月11日	
総事業費	約21億2千万円	
利用案内	開館時間 8:30～22:00（フロアによって異なる） 休館日 毎週水曜日・12月31日・1月1日（3F～5F） 入浴施設利用料金 大人…600円／高齢者・障害者 500円／子供…300円	
入居団体及び機能	※5階建て 医療・福祉・保健の拠点施設 ・ボランティアセンター ・市民交流センター ・地域包括支援センター ・児童コーナー ・研修室（3室） ・調理実習室 ・多目的ホール ・休憩室（4室） ・軽運動室 ・レストラン ・入浴施設 ・こども図書館（行政機能） ※2階フロアが行政管轄	
視察での感想	・開設当初は、社会福祉協議会や福祉に関する行政機能も一元化した2階フロアがあったが、現在は、市役所の一角に移動した。 ・地上5階建の建物には、入浴施設、図書館、食事処や貸し部屋と複合施設に多様な業者が夜遅くまで営業しており市民の交流とふれあいの場となっている。 ・利用者は、1日200人程度、最大で600人。	
長所	・市民の交流の場として1Fの交流サロンや各階に休憩スペースが多く、イスやテーブルなど無料にて集える。	
短所	・平成26年に2階の福祉関係施設が市の庁舎へ移動した。 （福祉課、地域包括支援センター、高齢介護課、訪問介護ステーション、市社会福祉協議会、ホームヘルパーステーション） ・施設の駐車場をショッピングセンターやショッピングモールなどと共有していることから駐車場がやや込み合っている。	

名称（愛称）	上市町保健福祉総合センター つるぎふれあい館	
所在地	上市町湯上野 8番地	
運営	一般財団法人 上市町健康文化振興財団	
設立	1998年8月1日	
総事業費	約25億円	
利用案内	開館時間 10:00～21:00 休館日 毎週月曜日・12月31日・1月1日 入浴施設利用料金 大人…610円／子供…300円	
入居団体及び機能	※2階建て ・福祉センター （入浴施設・無料休憩場・和室） ・福祉課（行政機能） ・上市町健康文化振興財団 ・上市町包括支援センター ・訪問看護ステーション（行政機能） ・高齢者福祉研究室 ・上市町社会福祉協議会 ・会議室（2室） ・和室（4室各12帖） ・機能訓練室 ・栄養指導実習室 ・世代間交流センター ・リクライニングルーム ・コミュニティプラザ ・プレイルーム ・研修室 ・相談室 ・売店	
視察での感想	・部屋数が多くあったが、使用されていない部屋が多く感じた。 ・保健福祉という点ではよかったが、新拠点が求めているものとは少し違うと感じた。	
長所	・近くに町役場やショッピングセンターもあり、利便性はよい。 ・休憩スペースが広くゆったりとしている。 ・町営バスが町内の各方面に1日4～5本巡回しており、どの地区からも来館できる。また、乗り換えにより、町内の主要施設への移動もスムーズに行うことができる。	
短所	・行政の他の課と離れているため（市民課など）連携がしづらい部分がある。	

名称(愛称)	立山町元気交流ステーション みらいぶ	
所在地	中新川郡立山町前沢 1169	
運営	立山町	
設立	2012年6月1日	
総事業費	約18億2千万円	
利用案内	開館時間 9:00~22:00 休館日 12月29日~1月3日 駐車料金 4時間無料・4時間経過毎に100円	
入居団体及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ※3階建て ・五百石駅 ・イベント広場 ・地域情報交流サロン ・コミュニティホール ・喫茶スペース ・音楽交流室 ・大会議室 ・調理交流室 ・くつろぎ交流室 ・幼老交流サロン ・立山町社会福祉協議会 ・健康福祉課(行政機能) ・保健センター(行政機能) ・子育て支援室 ・検診ホール ・訪問看護ステーション(行政機能) ・介護予防機能訓練室 	
視察での感想	<ul style="list-style-type: none"> ・第一印象は新しくきれい。天井が高く窓ガラスが大きく、廊下なども広くて明るい。 ・椅子が所々に備え付けられており、スペースにゆとりがあった。 ・保健福祉という点ではよかったが、新拠点が求めているものとは少し違うと感じた。 ・交流センターのイメージが強く、社会福祉という存在感は少ないと感じた。 ・障がい者という視点は少ないと感じた。 	
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・駅や図書館(複合的機能)があり、誰もが気軽に利用できる。 ・電車の待ち時間に図書館や食堂の利用ができる。 ・相談機能がワンストップででき、幅広い層の住民が利用できる。 ・1階に公共の掲示板があり、一目瞭然で町の行事や催しが把握できる。 	
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉の手続きや相談に訪れるために3階まで上がらなければならないため不便である。 ・駅周辺で駐車場がパーキング制のため利用に手間と時間がかかる。 ・行政の他の課と離れているため(市民課など)連携がしづらい部分がある。 	

名称(愛称)	サンシップとやま	
所在地	富山市安住町 5-21	
運営	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会(指定管理)	
設立	1999年11月11日	
総事業費	約59億5千2百万円	
利用案内	開館時間 9:00~21:00 休館日 毎週月曜日・12月29日~1月3日	
入居団体及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ※7階建て ・福祉ホール、福祉図書館、入浴介護実習室、栄養指導室、県民カフ、作業室、ボランティア交流サロン、研修室(9室)他 ・富山県社会福祉協議会 ・富山県福祉サービス運営適正化委員会 ・富山県共同募金会 ・富山県民ボランティア総合支援センター ・富山県障害者(児)団体連絡協議会 ・富山県児童クラブ連合会 ・富山県老人クラブ連合会 ・富山県食生活改善推進連絡協議会 ・富山県介護支援専門員協会 ・富山県身体障害者福祉協会 ・富山県手をつなぐ育成会 ・富山県栄養士会 ・富山県母子寡婦福祉連合会 ・富山県保育士会 ・富山県傷痍軍人連絡協議会 ・富山県老人福祉施設協議会 ・富山県デイサービスセンター協議会 ・富山県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・富山県ホームヘルパー協議会 ・富山県保育連絡協議会 ・富山県民生委員児童委員協議会 ・富山県社会福祉法人経営者協議会 	
視察での感想	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県の総合福祉会館の施設として、県社会福祉協議会や各種団体が入居して県民がだれでも参加、交流できる場として整備されている。 	
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・館内に福祉関係団体が多数入居していることから連絡や調整がスムーズである。 ・県関係機関へ徒歩で移動できる距離にある。また、駅や公共交通が多く活用できる。 ・県の地理的中心地で、県内関係機関の研修には集まりやすい場所である。 ・ガラス張りの建物は、バリアフリーに配慮され、エレベーターのガラス張りは聴覚障害者の手話などに配慮されている。 	
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・県関係の関係団体は多様にあり、入居したいが部屋の確保が困難な団体がある。 ・ガラス張りのモダンな建物で景観はとて良いが冬寒く、夏暑い。 ・複数のイベント開催時は駐車場の確保ができない。 ・会館の維持管理に高額な経費がかかる。 	

(仮称) 新総合福祉会館建設基本構想報告書

発 行 平成 29 年 3 月

編集・発行 社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
「拠点施設整備検討部会」

事 務 局 社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会
〒938-0022

富山県黒部市金屋 464 番地の 1

TEL 0765-54-1082 / FAX 0765-52-2797

E-mail kurobesw@ma.mrr.jp